

小田原

一 小田原古名小田原右の入口に附りて

一時に根名を云ふは其の二に結集して 我若く利しは口

河

一 粟津川 在關本陣部を徳右衛門 例へて河内河

河内河より入るは川中休常務殿之下りり 石石在粟

津津不也久

一 仙井名河 言はる河名方名河名 紀伊河内河

古河

一 古河名河内河

一 古河名河内河 古河名河内河 古河名河内河

古河名河内河 古河名河内河 古河名河内河

名女育の事

一 徳田右衛門左衛門長吉の孫長吉の孫長吉の孫長吉

七ノ申迄

一 高田右衛門左衛門長吉の孫長吉の孫長吉の孫長吉
一 濱右衛門左衛門長吉の孫長吉の孫長吉の孫長吉

八ノ申迄

一 徳田右衛門左衛門長吉の孫長吉の孫長吉の孫長吉

一 荒井右衛門左衛門長吉の孫長吉の孫長吉の孫長吉

一 徳田右衛門左衛門長吉の孫長吉の孫長吉の孫長吉

一 徳田右衛門左衛門長吉の孫長吉の孫長吉の孫長吉

一 徳田右衛門左衛門長吉の孫長吉の孫長吉の孫長吉

一 徳田右衛門左衛門長吉の孫長吉の孫長吉の孫長吉

江戸上之印通布と伊豆山崎の印通布とありて大竹口伊豆
道一之印通布とありて大竹口伊豆道一之印通布とありて
大竹口伊豆道一之印通布とありて大竹口伊豆道一之印通布とありて
大竹口伊豆道一之印通布とありて大竹口伊豆道一之印通布とありて
大竹口伊豆道一之印通布とありて大竹口伊豆道一之印通布とありて

九ノ成信

一 吉田村分古事附道一之印通布とありて大竹口伊豆道一之印通布とありて
大竹口伊豆道一之印通布とありて大竹口伊豆道一之印通布とありて
大竹口伊豆道一之印通布とありて大竹口伊豆道一之印通布とありて
大竹口伊豆道一之印通布とありて大竹口伊豆道一之印通布とありて

十ノ成信

一 池田村分古事附道一之印通布とありて大竹口伊豆道一之印通布とありて
大竹口伊豆道一之印通布とありて大竹口伊豆道一之印通布とありて
大竹口伊豆道一之印通布とありて大竹口伊豆道一之印通布とありて
大竹口伊豆道一之印通布とありて大竹口伊豆道一之印通布とありて

积

文

〔慶応二年十月より兵賦出府日記〕

坪内嘉兵衛

上下七人

大吉

(慶応二年)
十月十九日晴

右は今般被 仰出候銃手之士高当人数召連、当十九日在所濃州各務郡前渡村出立、江戸表へ罷下り候間、其 御関所無相違御通可被成候、為後日仍て如件

(一八六六)
慶応二寅年十月十九日

坪内嘉兵衛 印

国々

御関所

御番人中

右之通にて、先例之通御乗輿相濟

- 一 今朝御出立、一ノ宮まで送り人、吉祥院・荻谷春斎・山本謙三・永井長兵衛・長瀬健助・同四郎右衛門・力次郎・九右衛門
- 一 名古や伝馬町へ矢島様御出迎、山中隠居様・矢嶋隠居様御同断、いづれも御逢のみ

廿日霽

- 一 平嶋様一ノ宮まで御先へ御出ニ相成居、御一所ニ相成
- 一 熱田宿山城屋へ御泊り、御師長岡筑前守御札差上ル

一 藤川宿菱や桂助方御泊り

廿一日霽

一 昨夜雪降り、暁七ツ時御出

- 一 吉田宿問屋場へ和田様御家来大竹柳治御使者ニ罷出、御口上御新造様御逢可被成之処、暫御不快ニ付御断被仰上、仍て私へ御途中御伺可申上旨被仰付候間、御取次可被下旨申述、御錢別二品被差出候、則御駕籠へ申上候処、其場にて大竹氏へ御逢、済て直様二川宿へ御越

一 荒井宿紀国やへ八ツ半時御着、例之通弥左衛門取扱、御証文左

ニ

覚

一 舞坂宿懸塚屋へ御泊り

廿二日霽大風

一 日坂宿松やへ御泊り、馬荷三駄共後レ、幾右衛門送來ル

後 廿四日霽

一 藤川斎藤徳右衛門、例之通村端まで俣上下にて御迎出ル、同人宅へ御小休、栗粉餅例之通下々まで差上ル、御茶代五拾疋被遣候、栗粉二袋さし上ル、硯石別ニ御買上

一 吉原宿扇屋ニ御泊り

前 廿三日霽

一 府中宿和泉屋太源治御泊り、秤場同人都合能取扱

廿五日霽

一 箱根宿へ日之入御着、御出入白井三郎兵衛へ御出ニ相成候処

三井様御泊りニ付御断申上度ニ付、私親類ニ御案内申上へく申、御案内申候、然ル処、捨太郎殿ニ是非今晩面会いたし度旨、御両家様より三郎兵衛ニ御談御座候処、捨太郎様より被仰聞ニは、両家ニ面会之儀迷惑ニ候間、拙者当家人止宿之儀極内々いたし被具候様、強て御頼ニ付、御逢之儀御断申上度申聞候ニ付、其意ニ任候ニ相成候

一 明朝御関所越御証文之儀、三郎兵衛ニ談候処、当御関所之儀は御証文御上切ニ相成候間、箱根御関所と御認御座候様仕度申候ニ付、其向ニ相認候

覚

坪内嘉兵衛

上下七人

右は今般被 仰出候銃手之士高当人数召連、当月十九日濃州各務郡前渡村出立、江戸表ニ罷下り候間、其御関所無相違御通可被成候、為後日仍て如件

慶応二丙寅年十月十九日

坪内嘉兵衛 印

箱根

御関所

御番人中

右にて例之通乗輿にて相濟 御関所懸り御役人ニ金百疋、三郎兵衛ニ取扱挨拶金百疋、御酒肴さし上候ニ付金百疋、金貳分遣ス

廿六日齋

一 今朝御門明白井御案内にて、先例之通相濟

一金三郎様・御当方様湯元福住ニ御出御入湯、御供弘衛・鍊輔・

新七郎・捨吉・源五郎

一大磯宿鱗屋ニ御泊り

廿七日齋

一 川崎宿紀国やニ御泊り

廿八日齋

一品川宿関門御守り松前志摩守様、右御役人詰所ニ岩塚鍊輔・永井弘衛罷出、御印鑑差出届候処、御役人被申聞候ニは、当関門之儀は三御奉行之外は、御乗輿御断申上候旨被申候ニ付、御下乗にて御通行

一 赤羽根にて御支度八ツ時番町ニ御着、併鍊輔・弘衛赤羽根より御先ニ参り御用人中ニ届ル、夫より市谷田町ニ蒲団買行求来ル

廿九日齋

一 河田氏始追々御着悦ニ被参候

一 御用人衆より内々苧谷氏ヲ以被申越候ニは、此度之御出府は御臨時ニ付、決て被下物等無之様仕度段被申越候ニ付、御両家様御相談之上御家中ニ被下物一切無之候、乍去無余儀方ニは被下候

一金百疋

伊豆守様ニ

一金五拾疋

奥方様ニ

貼粕漬添

杉原五帖添

一金五拾疋

飛驒守様ニ

一金五拾疋

御新告様ニ

美の紙三帖打物小柄添

美濃紙二帖打物鉢添

一金五拾疋

女中お千代殿ニ

打物鉢添

苧谷右兵衛殿

一金五拾疋

小林信之丞殿

一金五拾疋 彦坂 環 殿 一金五拾疋 御門番三人

一金壹朱 天野佐七郎殿 一金壹朱 役割式人

一金壹朱 御料理人岸野兵助

晦日齋

一殿様 欽様・安池新八郎様御出府ニ付御逢ニ御出、御供互理・捨吉

一幾右衛門自分局願行

十一月朔日辰齋

一四ツ時 金三郎様御当方様共御上下ニて当日御礼御出

一十河氏え今般之銃手差出方内談、弘衛・鍊輔罷出ル

二日巳晴

一殿様芝田町一丁目田鳴七右衛門え御出、御供軍八郎・捨吉

一鍊輔・弘衛同道ニて浅草え参詣、源五郎同断

一金三郎様御他出

一夕方 伊豆守様より御使菊田吉兵衛殿入来、御酒三升入壺樽ツ、

御交肴一折ツ、御送り相成、右ニ付 御両殿様御礼直様御出

三日午齋

一昨日頂戴之御肴、先例は御用人其外御出入之衆御招御披露御座候処、今般は臨時之御出府ニ付其儀無之、少魚一尾・御酒一壺

ツ、差送申候

一弘衛ヲイ横浜ニ罷在候市藏と申者、尋来ル、直様帰ル

一紀伊ノ国坂お喜勢殿入来、火事御座候ニ付直様帰ル

一軍八郎田島え鉄炮之儀ニて行

四日未齋

一伊豆守様御登 城前御逢 殿様 金三郎様・欽次郎様御儀は始て之儀ニ付、御肴代金百疋御上ニ成ル

一天野佐七郎殿入来

一殿様 欽様 平鳴様御同道ニて築地様え御出、御出御供互理・新七郎・清助

一林定吉殿入来

一軍八郎田鳴方え夕方行

一稽古場え軍八郎始出ル

五日申晴

一田鳴七右衛門・軍八郎同伴ニて明六ツ時ケベル炮持参来ル、四

挺御買上 平鳴様御同断、宍挺ニ付金五両式朱ツ、御逢之上

御酒・茶漬出ス

一殿様 欽様水天宮様御参詣、御供互理・捨吉・幾右衛門・自分

ニて行

一夕方 伊豆守様御奥え 殿様・欽様 平鳴様御招ニ付御出、夜

九ツ時御帰り

一大塚辺火事

六日酉齋

一殿様 欽様おおしり大明神様え、御供軍八郎・巨理・捨吉外ニ岩塚・

沢同断

一齋藤庄太夫より此頃引合置候銃手目見ニ、手代左七と申者召連

来ル、人物左ニ

一生国大坂天満

駒吉二十三才

尾張殿藩中

一同 甲斐

清吉二十五才

藤村庄太郎

一同 御当地

銚次郎二十二才

右之者御召抱御当方え銚次郎御抱、跡兩人平鳴様え御抱ニ付、明七日朝連参候様申遣ス、但し忝人ニ付一ヶ年御給金七両当金

三兩二分渡し、跡金ハ来卯年三月相渡し候筈、月々忝人ニ付塩

菜代忝分・足袋草鞋代忝分人ニ付式分ツ、忝人ニ付扶持方

一日ニ付玄米七合五勺ツ、渡し候筈、委細は別証文ニ有之

七日戌齋

一 御在所表え御出状、右は金子差下候様申遣ス、尾州御飛脚所え

頼、田上新七郎持参

一 昨日取極候銃手人今日来ル、約束之通忝人分当金三両式分・塩

菜薪木代金忝分・足袋草鞋代金忝分・膳椀代式朱ノ金四両式朱

齋藤庄太夫代左七え相渡し、御扶持米一日ニ忝人半、尤玄米七

合五勺、他出之節弁当米白式合五勺さし遣候筈

一 炮術御届左ニ

自明流炮術打前

一 当発玉

三ツ

一 発火箭

三本

右之通一貫目背負煉筒にて業仕候間、此段御達奉申上候、以上

寅十一月六日

坪内嘉兵衛
当寅三拾式才

一 私家流炮術統之儀御尋ニ付、左ニ奉申上候

右之者先年私家縁類ニ付自明流相伝置候、然ル処当節 大納言

殿御流儀と相成、右庄太郎専師範仕候、且私家にて暫中絶之処、

炮術私執心ニ付此節専執行仕候間、此段奉申上候、以上

寅十一月六日

坪内嘉兵衛

右之通相認 御本家え御差出 御本家にて清書出来 公辺え御

差出相成申候

一 欽様・軍八郎大箭木求ニ四ツ谷え御出

八日亥齋

一 殿様糶町三丁目原え訓練御見物ニ御出、席ニ貝坂高木様御屋敷

御留主居大河原ニ面会ニ御出、御供亘理・幾右衛門

一 安池新八郎様御出 殿様御留主ニ付、欽様御咄御掃り

一 軍八郎・捨吉訓練拜見行

一 十河新兵衛殿入来、右は明日 御老若様銃隊訓練御見置ニ付、

ゲベル炮拝借仕度被申候ニ付、岩塚(練精)ニ談之上御両家之ゲベル不

残御貸申候

九日甲子晴

一 市三郎方えレキシヨングン袋申付ル

一 明日永田清左衛門国表え発足ニ付一封頼遣ス、序ニ横浜弁天町

さわらや店え阿部保之助参居候ニ付、届状頼遣ス

一 殿様 欽様湯屋え御出、御供岩塚氏

十日丑晴

一 昨夜九ツ時神田鍋町より出火、今八ツ時過慎火

一 胴服近江屋より出来納ル、銃手之衆之渡ス

一 銃手抱入小頭佐藤文蔵之三人胴服類渡ス

一 宮川亘理代人久吉之給金三兩貳分渡ス

一 殿様田口霞村之御出、御供銀十郎

一 軍八郎田島七右衛門之行

十一日寅晴

一 軍八郎始稽古ニ出ル

一 鍊輔・弘衛、河田氏之罷出、明日亘理・清助掃村ニ付御印鑑候處、承知之旨相答被申候

一 此間苧谷氏之頼置候金子之儀今朝催促仕候處、御用所当番大竹五兵衛之可申談旨被申聞、過刻金三拾兩持參被致候ニ付、大竹当テニて証書差出ス、右之内金拾兩清助之貸渡、掃村次第可相返答ニて

一 久吉今日より飯為給候

十二日卯晴

一 安池様より使来ル、右は田島住所不相分ニ付又候尋来ル

一 林肥後守様御家来伊藤巖三来ル

一 殿様・欽様御細工過テ湯屋之御出、御供田上也

一 軍八郎田嶋之とふらん申付并テツ炮直し行

一 鍊輔・弘衛同道ニて靴町八町目いせ八之三尺帯申付行、序ニ柳皮籠弁当入八ツ求来ル

十三日辰晴

一 宮川亘理・岩塚清助掃村、右は 御本家御足輕之筋ニて出立、送り人軍八郎・源五郎・捨吉・銀十郎・善助送行

一 高木様御留主大河原惣左衛門殿より書状来ル、左ニ

一 筆啓上仕候、寒冷之相募申候處 嘉兵衛様益御機嫌克被成御座

一 奉恐悦候、然は先日は御尊来被成下候處、御無人旁以失敬之御

一 取扱申上恐縮仕候、此段宜御取成相願度奉存候、扱其節御内話

一 御座候趣昨日遠山様之罷出公用人陶山平馬内会、委細御申咄申

一 候處、信濃守之申上御噂之趣被成御承知被成候旨同人申聞候、

一 右以參可申上之処、一兩日御公用向相嵩何分參上仕兼候間、此

一 段乍略儀以書中申上置候、何れ近日御機嫌何旁參上可仕候、右

一 之段宜被仰上可被下候、此段御頼可得貴意如此御座候、以上

十一月十三日

一 猶以、過日ハ御肴料頂戴被仰付、難有仕合奉存候、右御礼も申上度宜相願候、以上

十四日巳晴

一 安池様より使来ル

一 軍八郎始稽古出ル

十五日午晴

一 当日御礼 殿様御上下ニて御出

一 御下屋敷之 御本家銃手訓練ニ參り候ニ付、軍八郎始皆々行、

一 弁当遣ス

一 林定吉殿入来、御酒肴出ル、尤御逢之上

一 伊豆守様よりひらめ魚三枚御差送相成ル、御使苧谷氏

十六日未晴

一 伊豆守様より今日至冬之御祝赤飯・干物添宅重来ル

一 軍八郎田嶋之行

一 殿様山田様之御出、御供捨吉

十七日申齋

一 三井様より 御本家御用人中之御被仰越候御書面之写、左ニ

口上

先会出府存意申上候処、其儀不行届候之共、拙者一心之存意変却難相成、因て今般直ニ大表之及上書兵歩御断、且依其簾領地悉く差上候段相達候間、其表ニ御厄介筋無之管御座候、因茲今より流浪之身と下陥可仕候、右ニ付為御承知一書差出候間、不悪御披露可被下候様頼入候、以上

十一月五日

坪内捨太郎

河田唯右衛門様

大竹五兵衛様

十河新兵衛様

伊豆守様之御書面、左ニ

時気向寒之候ニ御座候之共、先以御勇勝可被為在奉謹悦候、陳は当今御軍役之条、先会出府折節御達申上候通り、一心之覚悟變動難仕候処、追々之御懇命千万難有候之共、併洋法調練之儀如何ニも難忍候、因て被仰聞候通尊前ニ御厄介筋相止メ、直ニ大目付衆之及上書、銃隊兵歩御断、且受領之御高悉差上可申候旨御達し申上、最早御受取も可有之、付ては実々本末之家系祖

先連綿之親好難黙止、聊專家ヲ恨ミ不申上、追年時至り候ハ、

又々御面会も可奉願、時機ニ寄御頼可申上候期ニ押移候ハ、

不悪御引立之程奉願度、何分本末之御親、何国ニ咤住候とも相

忘不申候、貴意ニも御変慮於無之ハ可為満悦候、尤親族家僕之

愁諫ニ聊迷惑難致、仍て上書相達候間右御承知可被下候、謹言

十一月五日

坪内捨太郎

同 隠 居

坪 伊豆守様

十八日西晴

一 殿様 欽様浅草親音様之御参詣、御供弘衛・新七郎、岩塚も同道、序ニ本庄林町永井肥前守様御屋敷安池新八郎様之御出、岩塚氏浅草見付より分レ、新八郎様御在宿ニて御咄相濟、瀧ぞはと申料理屋之御出、御酒御膳出ル、御帰り

一 久吉儀歩兵信吉代リニ西御丸下之代人参り候迄、日比野之相談之上今四ツ時蒲団為持遣ス

十九日戌晴

一 銃手之衆牛込見付之稽古ニ行

一 昼後軍八郎田嶋氏行

廿日亥晴

一 銃手之衆小石川見付之稽古ニ行

廿一日子晴

一 殿様・欽様築地辺之御出、御供捨吉

一 軍八郎安池様之御使ニ行

一 高木様御留主居大河原惣左衛門殿御機嫌克為御伺入来ニ付、御逢有之、為御酒料金百匹被遣候

一 安池新八郎様より御使喜重郎来、御留主ニ付御手紙差置、帰ル

廿二日丑晴

一 殿様昼後講武所御奉行石谷様之御出、御供軍八郎・幾右衛門

廿三日寅晴

一 殿様 金三郎様御同伴ニて田口先生之御出、御供捨吉・銀十郎

一 平鳴村久助と申者、今度 御本家御中間ニ住込参り候ニ付、任

幸便御国元より御状来ル

廿四日卯晴

一 昨日新八郎様御出立ニ付、昨日相届候御状之御返事御頼出ス、

使幾右衛門

一 此度 御両家様御出府被遊候ても何之御達無之、只亡然なる御

事ニ付御伺書、左ニ

今般御軍制御改革被 仰出、私共高当銃手召連早々出府可仕、

若及遅滞候ハ、御咎可有御座、当時節右御軍役相勤候えは 御

老中方御見置も有之、全 公辺之御軍用相勤候趣ニも相成、併

遠路之儀故御掛り御目付方之種々御掛合之上、私共兵卒之分は

伊豆守様御人数之御組込ニ不相成、恚人立勤ニ可相成哉も難

斗旨被仰越候間、早々高当人数召連出府御届申上候儀ニ御座候、

付ては御目付方之御届御差図之上 伊豆守様御人数之御差加御

座候哉相伺候事

一 此節柄之儀品ニ寄私共依頼候ては 公辺之 御召出ニ相成候義

出来可仕も難斗旨、右は從來田舎住居之私共何事も相弁不申、如何相願候て可然哉、御内差図被成下置候様仕度事

一 新規之御主法多分之失費相懸り候儀、是迄御家事向御一変無之

ては難行届、御直談も被成下候旨被仰越候處、出府後末右等之

御直談も不被成下、何卒早々御一變之御模様相伺度、尤昨年来

水難後取納皆無必至難決之折柄、今度銃手差出候ニ付ては莫太

之入用相掛り、実以不如意之勝手向、此上取統方見當も無御座

当惑罷在候次第故、猶更猶更御一變之御廉合早々相伺度、且諸

色高直之時節長之逗留罷在候ては、何分入用ニ差支難決仕候故、

此段以書付相伺候間 御憐察被成下、早々御差図奉願上候、以

上

寅十一月廿四日

坪内金二郎
坪内嘉兵衛

別紙左ニ

一 同姓捨太郎方ニて先達具足紛失、同人家来田上新七郎之疑相懸

り彼是差入組候故、私共之取扱被仰付候ニ付、度々伺之上種々

手尽候之共將付不申ニ付、無余儀先般御断申上候

一 捨太郎儀今般銃手召連出府可仕之處、法外之儀申立、出府不仕

ニ付 公辺之御進達と相成候段、右は捨太郎一己之存意申立、

銃手召連出府不仕儀は私共掛り無之様奉存候、尤此頃捨太郎出

府之節直々之御懸合ニも候えは 御家元ニて可然様御取斗被成

下候、於私共聊存意無御座候間、此段申上置候、以上

寅十一月廿四日

坪内金三郎

坪内嘉兵衛

右之通半切ニ認 殿様 金三郎様御持参、御用部屋ニ御出、河田唯右衛門殿ニ御渡相成ル

廿五日辰齋

一 御用部屋より御二方様ニ御出御座候様申来ル、殿様 金三郎様御出、河田唯右衛門殿昨日之御答被申上候ニは、今般御出府ニ御願品ニ仍ては御召出と申儀、講武所ニ御出張ニて洋法御熟練之後 御老若様方御目留り之上御召出も御座可有奉存候、且銃手之儀御銘々様御名前ニて御差出之儀御目付ニ相届候哉之段、右は三井様銃手とも相揃候上之御儀奉存候処、三井様よりは此頃振合ニ付、いづれ両三日之内御進達ニも相成候間、其御模様ニ御座候、右等之儀相濟候ハ、最早御用も無之、御帰りニ相成候ても宜哉と奉存候旨、河田氏申答之よし

一 昼後 殿様高木様御留主居大河原惣左衛門殿ニ御逢御出、序ニ籠町平川天神ニ欽様御同道ニて御出、御供田上新七郎・幾右衛門

一 御下屋敷ニ調練、軍八郎・捨吉・銀十郎・抱入三人行

廿六日巳齋

一 高木様御留主居大河原氏使来ル、右は此頃御若年寄遠山信濃守様ニ御内願御頼被置候処、仍て同人より申越候ニは、御本家様より御申立御願書御写御廻御座候様仕度、就ては 信濃守様御手元ニ差上置御内願申上候方ニ奉存候間、差廻し候様申来ル、仍て荻谷氏ニ相頼御達書写借リ、左写置

坪内伊豆守内分

坪内嘉兵衛

寅三十二才

自明流炮術

業前

一 壹貫目 当発玉
一 壹貫目 発火箭
右老貫目玉背負、煉筒ニて発前仕候

寅十一月

坪内伊豆守

私拝領高之内五百拾壹石内分仕置候、坪内嘉兵衛義往生より御武役之節は、御届之上共々御軍役相勤候者ニ付、此度出府罷在、炮術御見置之儀相願度旨申聞候間、御序之節御見置御座候様相願申候、以上

寅十一月

坪内伊豆守

右之通 公辺ニ出ス、写遠山様ニ出スニ付御当方御心得方認、大河原ニ向遠山様ニ出ス、左ニ

一 私家筋之儀は、関ヶ原 御陣前後兄弟共々御軍役相勤、軍功ニ仍て一紙連名之御朱印頂戴仕候、然ル処 御三代 將軍様 御上落之節迄御供奉仕、其後願立知行所住居仕居候処、炮術執心ニ付煉筒自身ニ制作仕、自明流執行仕候、就ては御役ニは相立間敷儀ニは御座候之共、当今之御時節ニ付、年来之御厚恩為報之為聊共御用奉願度ニ付、今度家元坪内伊豆守ニ向、私家流炮術御見置之義相願置候之共、御序も被為在候ハ、早々御見置之

儀奉願上候、何卒前願之趣御差含、御引立之程偏ニ奉内願候、以上

十一月

坪内嘉兵衛

右之通杉原半切ニ相認、御さし出

廿七日午齋風強

一 昨日之書類取調、大河原ニ弘衛持参いたし色々内談仕厚頼、公

用人且は遠山様ニ之御送物ニ当テ金貳両渡し来ル

一金壹分兵賦善助ニ来月分渡ス

一金壹両彦坂氏ニ時かし

廿八日未齋

一 殿様御祝義御出

一 林定吉殿入来、御膳出ス、昼後剣術稽古相願 欽様・弘衛・軍

八郎・捨吉、外ニ良三郎殿・鎌太郎殿、夕方定吉殿ニ御酒出ル

廿九日申齋

一 軍八郎始鉄炮稽古ニ出ル、昼後軍八郎芝田町行

一 田口重太郎殿入来、右は此頃髯養子貰ひ候ニ付、為御近付同伴、

養子藤十郎殿と申候、御酒出ス

一 幾平自分用願行

晦日西齋

一 殿様 欽様 金三郎様東北寺ニ御参詣、御供田上新七郎・幾平

一 御本家様より牡丹餅二重来ル、御両家様ニ

一 軍八郎始三番町原ニ訓練拜見行

(表紙)

一 慶応二丙寅年

十二月大日記

永井弘衛控

朔日戌晴

一 当日御祝義申上候

一 当日為御礼 殿様 欽様 金三郎様右御三人様共御上下ニて御

出

一 東北寺和尚様寒中為御伺御出、氷豆腐壹重御持参、茶出ス 殿

様方御留主ニ付直様御帰リ

二日亥晴

一 御国ニ御出状、右は銃手御入用金六拾貳両・其外御入用金三拾

八両ノ金百両、早々差出し候様申遣ス

一 高木様御留主居大河原より使来ル、右は此頃弘衛罷出、遠山様

ニ御内願相頼、就ては御進物ニ当テ金貳両大河原ニ預テ参置候

処、去廿九日遠山様ニ罷出候処、御進物品御役儀ニ付強テ御断

之処、漸々程能申述相納候段申来ル

覚

一 銀四拾四匁五分 御蒸菓子箱共

右は信濃守様ニ

一 金三分 公用人 宮地一学 陶山平馬

岡本齋宮

右三人

一 高木達三郎様御縁組御願立之處、去ル廿九日願之通被蒙 仰候
段為知来ル

三日子晴

一 昨夜風雨烈敷、青山出火

一 今日寒中御伺として

伊豆守様え 桜すしえ重 代金え彦分

御奥様え 櫛廿一籠 代五百五拾文

飛驒守様え 鷄卵一箱 代金え式朱

御新造様え 右之通御次え弘衛持参、当番天野佐七郎殿え御取次頼出ス、忝

思召宜御挨拶申上候様、御沙汰之趣申被述候

一 昼後劍術稽古有之 殿様御覽御出、欽様御稽古、弘衛・軍八郎・
捨吉

四日丑晴

一 軍八郎始鉄炮稽古ニ出ル

五日寅晴

一 今般御出府并御軍役御さし出ニ付、御歎願書御さし出、左ニ

歎願書

私共拝領高六百石御軍役銃手人数三人宛可差出之處 御家元御
高六千五百三拾三石之御内分と御座候て、五千石以上之高割増
私共より老人宛余慶差出候ニ付ては、扶持給鉄炮其外道具衣類

小遣等多分入用相掛候て難決仕候、右ニ付是迄年々差出候御役
助金何卒御免被成下候様奉願上候、尤 公辺えは高五百拾え石
宛御割渡之趣御届ニ相成居候えは、私共儀大炮方え御組立ニ被
成下、高百石ニ付金五両宛差出候儀相当之儀と奉存候え共、御
内分と御座候て御組込ニ相成候ハ、前書之通御役助金御用捨
奉願候

一 小普請金之儀銃隊 御用ニて今般出府被 仰付候ニ付ては、是
又御免奉願候

一 私共順年出府之儀、追々道中人馬割増且諸色高直ニ付、休泊其
外入用相嵩難決ニ御座候え共、無余儀順年出府仕来候處、同性
捨太郎義此度銃隊人数不差出、我意申立候ニ付御進達相成、此
上如何之 御沙汰ニ可相成欵相弁不申候え共、捨太郎家断絶と
相成候節は、順年出府之儀も御一變可被 仰付儀と奉存候え共、
御承知被成下候通り、昨丑年水災ニ付ては、別て金三郎知行所
杯は亡所荒所ニ相成、取納皆無同様、右ニ付御普請弁金諸雜用
共凡金七千兩余、御本末上下役割出金仕、誠古今未曾有之事ニ
て、其上今度銃手四人宛差出候ニ付ては莫太之失費相掛、難決
至極之義ニ御座候、殊更近年諸品共高価ニて、嚴重省略仕候て
も年内之内用夥敷、素より不如意之勝手方追々大借ニ相成、此
上立替具候金主も無之様相成候儀は眼前ニて、御軍役も難相助
様相成候は実以恐入候義ニ付、何卒厚 御憐察被成下、順年出
府之義当分之内休年被 仰付可被下候様奉願上度、尤御親之廉
取失不申様、掃村之上は情々俟約仕、追年出府御願可申上、何

卒前顯之趣厚 御仁惠之 御沙汰奉願上候、以上

黃十二月五日

坪内金三郎
坪内嘉兵衛

右之通半切認、御差出

一 軍八郎始稽古出ル

一 彦七在所^ニ金子少し差送度申参り候、右は家内^ニ内々金沓分差送、借金方^ニ向金沓両、是ハ兄清助方^ニ差送具候様頼来ル

一 水天宮様^ニ殿様 欽様御参詣^ニ付、御供弘衛、岩塚氏同道

六日卯晴

一 弘衛毘沙門天^ニ参詣、序^ニ神楽坂横寺町宝泉寺^ニ参り、隠居和尚^ニ逢来ル

御国より御状、去十九日付御状来ル、金子五拾両入来ル

一 飛驒守様・御新造様御兩人様より御菓折、寒中^(子祝カ)為御見舞来ル

一 大河原氏寒中御伺来ル、上下^ニ若党沓人、草り沓人

七日辰晴

一 殿様 金三郎様巨勢様^ニ御出、御供捨吉・源五郎・幾右衛門

一 御国^ニ御状出ル、尾州飛脚^ニ頼

八日巳費

一 金三拾両荊谷氏^ニて此頃借用いたし置候金子^ニ付返済、去月と当月分と利足勘定可致申候処、強て断^ニ付任其意、跡より為肴

代金沓分荊谷氏遣ス

一 欽様調練拝見御出

一 軍八郎田島氏行

一 夕刻荊谷氏入来、右は捨太郎様・御隠居様御同道^ニて京都御目

付^ニ御差出之上書、御地^ニ廻り 御城^ニて 伊豆守様御請取之よし^ニ付、内々為見^ニ被参候

九日午晴昨夜雨

一 伊豆守様よりりんねんと申物^ニ、渡り物^ニて肌^ニ被召候品、鴨沓羽ねき添、寒中御見舞為御挨拶来ル

一 奥方様より白砂糖折、寒中御見舞御挨拶として来ル、右御使天野佐七郎殿

一 軍八郎田嶋七右衛門行

十日未曇り

一 飛驒守様銃手御召連御下屋敷^ニ御出、調練御座候^ニ付 殿様拝見^ニ御出、御馬拝借^ニて、尤 飛驒守様御同役様方御三人御出、

七ツ時御帰り、直様御次^ニ御札^ニ御出

十一日申曇り昼頃より雨

一 疊屋来ル、二階御疊替ル

十二日酉雨

一 軍八郎田島七右衛門^ニ行、泊り

一 (ママ)

十三日戌晴

一 殿様芝日蔭町^ニ御買物^ニ御出、御供弘衛・幾右衛門、岩塚も同道

一 御本家より三井一条御進達写、左^ニ

私知行所美濃国在住罷在候

高五百拾壹石

内分

坪内嘉兵衛

同 坪内金三郎

同 坪内捨太郎

右嘉兵衛・金三郎・捨太郎家筋之儀は、私先祖玄蕃頭儀、慶長五庚子年七月奥州景勝為御征伐、御出陣之節、次男坪内嘉兵衛・三男右金三郎先祖佐左衛門・五男右捨太郎先祖坪内太郎兵衛召連、御供仕、同年関原、御陣之節并同九甲寅年、同二十乙卯年大坂兩度之御陣之節、御供仕、戦功ニ付知行拝領仕候之共、天下、御一統之節、改て於美濃国松倉郷高六千五百三拾三石拝領仕、右三人之者之五百十壹石宛内分仕、其後御軍役相勤候節は右三人之者高組込、六千五百三十三石之御軍役相勤來、既ニ近年迄駿府御加番等相勤候節は、右三人共召連相勤候間、此度被、仰出候御軍役兵卒之儀、無論右三人之者共差出候筋ニ付、兵卒可差出旨御書付之趣を以先達て申渡、嘉兵衛・金三郎儀は速ニ兵卒人数召連出府罷在、當時兵卒訓練世話等仕居候之共、捨太郎儀一旦出府は仕候之共、兵卒も不召連、彼是苦情申立候間、篤と説得仕候之共、此度被、仰出之趣會得不仕候ニ付、委細相伺候上可差出旨申立候間、御趣意之趣申諭、兵卒之儀は江戸表ニて召抱候ても早速相整可申候故、左様可取斗旨申談候之共、兼て金子之用意も無之御座候ニ付、一先帰村不仕候ては金子財覚才も出来難仕趣申候間、高も有之候身分ニ候之は、知行所家來ニ申遣候ても、御武役之金子之儀早速取賄可差下ニ付、

同人は出府之假左様可取斗旨申談候之共、何分当人帰村不仕候ては兵卒金子共賄方出来不仕旨強て申立、再三理解仕候之共、時日押移候のみニて承伏不仕候故、左候は日限相定、兵卒并支度等取整、無相違当月廿日迄ニ立帰候之積りを以、帰村可申付候ニ付、確証ニ可相成印紙可差出旨申談、若等聞之儀有之候狀、日限通兵卒不差出候は、知行高可差上旨、印紙別紙写之通為差出、一先帰村申渡候處、帰村後当月十六日別紙写之通、不当之書面を以兵卒相断候趣申越、何分本心之儀トは不被存候、一体右捨太郎儀、先代太郎兵衛死後、同人後家家事向自假ニ取斗、從來召仕候家來不残暇差出、右ニ付ても不法残酷之取斗有之、差縫も出来、其上後家・当主共怪數異法相信、捨太郎儀徹行山籠等仕候趣も相聞、旁昨丑年嘉兵衛・金三郎ニ取締無之様心付、世話可仕旨申渡、為取扱候之共、右兩人之申談をも曾て取用不申、兩人ニも品々心配取扱候之共、行届兼候趣申立候間、家來差遣、嘉兵衛・金三郎共々為取扱候處、右後家取斗之由、異法修行仕候浪人体之者從者ニ召抱置、彼等申談何事も取斗候様子ニて、何分難捨置候間、御吟味可相願と奉存候折柄、此度之一段ニ相成、既ニ先日出府中乍暫時、捨太郎平日之様子為心付候處、何分朝夕之行狀異變ニ相見、從者迄も異變之体ニ相見候趣、旁此末如何様之儀仕出可申も難斗、私申付をも違背仕候者之儀、逆も取扱仕兼候間、其筋之被、仰付、御吟味可被成下、同人ニ内分高五百十一石差上候様、此段奉願候、以上

十一月

坪内伊豆守

別紙印紙之写

私儀、此度被 仰出之高並御軍役兵卒差出之義ニ付、御猶予之儀奉願候処、右歎願之儀難相成筋、蔽敷御理解之段奉畏候之共、一先掃邑不仕候ては、何分人夫并金子調達方手段無御座候間、此上日延等は決不申出、来ル十一月廿日迄ニ無相違人夫召連出府可仕、万一至期限到着不仕候へは、御軍役被 仰出之 御主意ニ相背候段、不相濟候ニ付、公辺へ被仰立私知行高可被 召上候、其節一言之歎願申上間敷候間、為後日此段印紙ヲ以申上置候、以上

慶応二寅年十月廿二日

坪内捨太郎 印

坪 伊豆守殿

一三井御隠居様捨太郎様御同道にて、京都大目付へ御上書御差出之処、江戸表へ廻り 御城にて 伊豆守様御覽ニ付、写御廻し相成候間、又爰ニ写置

謹て言上

方今形勢富国強兵之御所置より、御軍役御改革被 仰出候、就ては本家坪内伊豆守より、兵歩五拾式人差出シ御武役御勤可申上之処、右伊豆守へ被下高内分之積り合を以テ、兵士可差出旨相達来候之共、歩兵隊ニ組シ候儀偏難忍、訊立天下之御為、數百年來之御恩沢如何ニも奉報度存意より、一先出府伊豆守へ旨趣申述候之共、其儀不行届趣ニ付、空掃国仕候、情案形勢、赫々神州嗚呼、廢大道て何尊洋術哉、伏願廢洋術崇神州之大意、悲

悦与民同之、自富国強兵之期成哉、忝早臣祖先以來連綿て世々相続キ、如斯形勢ニ押移、望其期一方之御為尽力可申存意より、

起臥寢食も相忘レ、先忠重義、下民を手足之如く撫育聊以無怠慢、豈悖 御主意哉、唯洋術訓練之人夫差出之儀御断申上候のみ、隨其廉是迄受領之知行高差上、今日より流浪之身と相成可申、乍併、本家伊豆守へ相渡シ候儀は行届不申候間、乍恐御直ニ領地御受取可被下候、且累年天災人民極窮之折柄、不忍不愍候間、是迄在住之家・器財、領地三ヶ村之窮民之救賦仕、暫之飢渴為相凌可申候、雖然、不肖之早臣、一心之以練磨修熟之上君之御為、国家之損亡を償ひ、尽忠誠可申段、天道照覽不可有嫌疑、以微忠不奉願不敬、并蛙之微聲為赤心報国、上書如斯御座候、誠恐誠惶謹言

慶応二年丙寅十一月

坪内捨太郎定致 印

下ケ札

上書之趣、聊对 幕府御敵対可申上儀決て無御座、只々赤心報国、誠忠之一心より如斯御座候、猶又領地之儀、去年以来水損不納ニハ候之共、当年之処聊は收納可有之候間、年内召仕置候百姓共へ、右收納米を以夫々宛行可申候間、此段も申上添置候

瀧州鏡郡三井住

坪内伊豆守分知

坪内捨太郎

広瀬 右近

十四日亥晴

一 殿様本郷辺へ御出、御供軍八郎

一 林定吉殿入来

一 夕方 伊豆守様金三郎様御暇御逢、序ニ御当方様ニも御逢、夜

八ッ過済

十五日子曇り

一 当日御祝義申上候

一 当月五日 將軍宣下ニ付、右御祝儀、のし目麻上下ニて被 仰

上候

一 平嶋様御帰邑御先触出ル、田上新七郎品川ニ持参

一 田島七右衛門どふらん・二羅山笠出来持参、持人恣人そは出ス

十六日丑曇り

一 殿様御湯御出、供捨吉

十七日寅晴

一 平島様今日御帰邑、御供岩塚鍊輔・中間恣人、右ニ付 殿様・

欽様高輪まで御見立、御供軍八郎、品川まで御見立永井弘衛、

供幾平

一 田上新七郎夕刻帰り来ル

十八日卯曇り

一 田上新七郎私用行

一 殿様 欽様浅草市ニ御出、御供弘衛・軍八郎・新七郎・捨吉、

朱盃蒔絵付・黒ニ金蒔絵盃台・重箱御買上、尤正月遣

一 銀十郎・源五郎今日より支度別ニ致ス

十九日辰雪少し降

一 藏前村保之助来ル、右は横浜弁天通三丁目佐原屋伝之助借財出

入之儀ニ付、右伝之助親類恣人差出候儀ニ付、当方御百姓之振

ニいたし、横浜御役所ニ添状頼来ル、苧谷氏之方ニ譲り遣ス

廿日巳曇り雨少し

一 保之助昨日之義ニて来ル、同人内願之一条苧谷氏ニ申談、御用

部屋評義ニ成ル、保之助ニ茶漬出ス

一 田口霞村入来、茶漬出ス

一 岩塚兵助方ニ蛙代相私可申候之処、忘レ帰村候ニ付、金沓分式

朱百文取替私

一 平嶋兵卒清吉名代助次郎と申者、今日目見相済

廿一日午風雨

一 保之助昨日之一条ニて罷越ス、添書之儀明日と申儀相成申候、

茶漬出ス

廿二日未曇り

一 殿様 欽様日本橋辺ニ御出、御供軍八郎

一 安池鍊次郎様より御使来ル、右は金子借用申来ル

廿三日申齋

一 御国元より御着状、平嶋様御状同封ニて来ル、御当方御状之内

金子三拾五両来ル

一 岩塚清助より金子拾両入、永井弘衛ニ来ル、右は先達て借用之

分、平嶋様より金子三拾五両入来ル

一 御奥より御餅春祝御餅壹重来ル

廿四日西齋

一 軍八郎田嶋七右衛門ニ勘定行、源五郎鉄炮直し同道行

一 捨吉芝辺ニ行、今日より自分支度

一 貝坂様より、此頃御当方様寒中御見舞ニ御出被成候ニ付、為御挨拶安田友左衛門より書状来ル

一 田上新七郎義、此頃中保之助内願之一条ニ付、九右衛門代人ニ相成、保之助同道ニて昨夜横浜ニ行、尤御添状は苧谷氏取扱ニて

一 伊豆守様より外国御奉行水野若狭守様ニ白木御状箱ニ出ル、新七郎持参行

一 苧谷氏ニ頼、今日餅春白米九升

廿五日戌雨

一 籠町天神宮市ニ付 殿様 欽様御出、御供弘衛・軍八郎・幾平のし台ニ付・松竹梅鉢植御買上

廿六日亥齋

一 幾平私用願行、捨吉同断、尤昼後

一 国元ニ御出状御認、明日尾張様御飛脚ニ出積リ

廿七日子齋

一 尾張様御飛脚所ニ御出状、使幾右衛門

一 軍八郎・捨吉ニ御給渡ス

廿八日丑齋

一 殿様 欽様御上下ニて当日御礼御出

一 軍八郎芝田嶋方ニ行

一 抱入兵卒共ニ升之底二枚餅可遣之処、右ニ当米壹升遣菅之処、右代銀両ニ九升替之勘定ニて、代銀六匁六分六厘六毛ツ、遣ス

一 殿様下町ニ御出、御供銀十郎・源五郎

一 御国元より当月五日出延着いたし、日本橋持込

一 御国元より柿箱其外、尾州飛脚より届

廿九日寅齋

一 神楽坂毘沙門天様ニ殿様御参詣、御供弘衛

一 田上新七郎横浜より帰ル

一 彦坂鎌次郎事改名、鑑三郎相成候

一 当月十一日付御状嶋屋より届

大晦日卯曇り

一 歳末御祝義のし目御上下ニて 殿様 欽様御出

一 彦坂環殿儀善左衛門殿と改名

一 平嶋様御拝借金之内、十五両弘衛持参返済、受取々置

一 弘衛・軍八郎・新七郎・幾右衛門御酒・そは被下

一 歳末御祝義申上ル

(表紙)

慶応三丁卯年

正月小日記

永井弘衛控

元日辰齋

千鶴万亀

芽出度申納候

一 伊豆守様御儀御登 城御泊りニ付、年頭御祝儀は明二日御退出後ニ御座候

二日巳

一 美濃や市三郎年始御祝義来ル、年玉として風呂敷一・末広添差上ル

一 昼後 伊豆守様御退出、八ツ時頃御祝儀相済申候 御本家御家中いづれも御祝儀入来

(マ)

三日午齋

一 巨勢様年賀ニ御出、山田様えも御出、昼後貝坂坪内様・築地坪内様、芝石谷様え年賀ニ御出、御供軍八郎・幾平

四日未齋

一 高木様御留主居大河原え年始為御使者弘衛被遣候、供幾平
一 坪内恒太郎様より年始為御使者安田友左衛門罷越申候
一 殿様・欽様浅草え御参詣、御供軍八郎・捨吉・銀十郎・源五郎・新七郎・幾平御跡より行

五日申曇り

一 幾平水天宮様え参詣願行
一 左之御停止ニ付、為御伺平服ニて御出被遊候
一 左之御触昨夜来ル
一 主上御不予之処 御養生不被為 叶、旧臘廿九日崩御被遊候ニ付、為伺御機嫌明五日 惣出仕之事

一 病氣・幼少・隠居之面々八月番老中宅より使者可差越事

一 在国在邑之面々ハ使札 可差越事

一 但在国在邑之嫡子・隠居も右同斷

一 普請・鳴物停止之事

一 右之通可被相触候

正月四日

右之通大目付・御目付え相達候事

一 主上被遊 崩御候ニ付、松飴御取払相成候事

一 殿中着服平服之事

右之通向々え可被達候事

正月四日

右之通大目付・御目付え相達候事

正月四日

一 主上崩御被遊候ニ付 静寛院宮様為伺御機嫌、在府之万石以上、今明日中月番之老中え使者可被差出候、在国在邑面々は飛札可被差越候
右之通可被相触候

正月四日

右之通大目付・御目付え相達候事

正月四日

主上崩御ニ付、髭剃候儀は追て可相達候、月代(ツル)は御葬式済可申候事

但、在京無之面々ハ、崩御之儀伺候日より御葬式済伺候日迄、

月代剃申間敷候

右之通万石以上之面々^え不洩様可被相触候

右之通、旧臘廿九日於京都被 仰出候間、万石以上之面々^え可被相触候

右之通大目付・御目付^え相達候事

正月四日

主上 崩御^ニ付、御目見^え以上之面々月代^并髭剃候儀は、追て可相達候

右之通旧臘廿九日於京都被 仰出候間、万石以下之面々^え不洩様可被相触候

正月

右之通大目付・御目付^え相達候事

正月四日

主上崩御^ニ付、銃隊訓練之儀は追て相達候迄見合可申旨、旧臘廿九日於京都被 仰出候間、此段向々^え可相達候

正月四日

右之通大目付・御目付^え相達候事

三井様御一条公辺より御付札、左^ニ

書面捨太郎儀、全く固陋之狂生より、彼是頑論申張候義と相聞候^ニ付、別段吟味^ニ不及候間精々申論、申^シ付を拒候儀も有之候ハ、何様^ニも取斗、手限之処置難行届程之儀も候ハ、其節取斗方可被相候

一 夕刻 河田唯右衛門殿・小松藤兵衛殿・彦坂善左衛門殿御招、

御酒御座候

六日酉曇り少し雨

一 フランケツトウ古手買金式分三朱也

七日戌雨四ツ後天気

一 御停止^ニ付御祝義なし

一 御国元^え御出状、尾州御飛脚^え出^ス

一 夕刻苧谷氏・天野氏御招、御酒出ル

八日亥曇り

一 軍八郎芝田鳴^え行

一 割木炭牛込入

九日甲子霽

一 小石川高鳴様^え 殿様・欽様御出、御供捨吉

一 弘衛始皆々 大黒天^え参詣

十日丑曇り

一 金毘羅様^え弘衛・軍八郎・新七郎・幾平参詣

十一日寅曇り

一 歩兵善助来ル、右去五日兵刀取失候^ニ付、嚴重御咎之上代金三両式分相納不申候半てハ相不濟儀^ニ付、何卒金子拝借仕度申出候^ニ付、不分明^ニ付小頭差出候様申付遣^ス、夕刻上戸村より出居候藤助と申者同道にて、右之次第申来^ニ付、いづれ^ニも小頭差出候様申談、今日は小頭手引ぬ次第御座候よし申候^ニ付、左候ハ、明日早朝罷越可申旨申遣^ス

十二日卯霽

一 今朝善助義ニ付、昨日之藤助外ニ平嶋村より出居候卯平申者両人參申聞候ニは、小頭奥村甚助儀は今日順覽ニ付罷出候ニ付、何卒私共ニ金子御渡被下候様相願候ニ付、金三両式分相渡申候

十三日辰曇り昼頃より雪降り

十四日巳晴

一 御年越ニ付御風呂御湯立

一 田嶋七右衛門来ル、右は御鉄炮之一条内談いたし、去寅十一月

遠山様ニ内々差出候口上書写取 御老中井上様ニ内々差出可申

旨ニて持參行、外ニ同道人老人、酒・茶漬出ス

一 高嶋発郎様御出、御酒出ス

一 信州中柴源兵衛様より之御状 御本家御中之口ニ来ル、中番よ

り届ケ来ル

十五日午霽

一 御停止ニ付御祝義無之処、御祝は御国之通取斗申候、夕鯉老尾

相求、御酒下々被下候

十六日未曇り

一 昼後新宿大宗寺エンマ様ニ 殿様・欽様御參詣、御供軍八郎・

幾平・新七郎・捨吉・源五郎・銀十郎行

十七日申雪降り

一 軍八郎田嶋七右衛門ニ行

一 多和田錦次郎タコ絵書ニ来ル

一 荻谷右兵衛殿ニて金廿兩借入

十八日酉風曇り

一 少林寺・金山寺より之寒中御何状来ル、御陣より廻ル

一 田嶋七右衛門入来、井上様ニ御口上書都合能さし出ス、陸軍奉

行下曾根甲斐守様ニもさし出可申旨御相談来ル、御酒出し御相

談之上、御書付出来、持參帰ル

十九日戌晴

一 籠町伊勢八ニ兵卒胸服申付、弘衛行

一 殿様・欽様御湯ニ御出

一 沢源五郎、田嶋七右衛門ニ直し鉄炮取行

廿日亥晴

一 銃隊訓練運動稽古始ル、尤御停止中ニ付太鼓不入

一 新七郎永井肥前守様御家中ニ私用行、序ニ小石川祥雲寺ニ立寄、

保之助義相尋候処、同人義旧蟬廿九日頃より大病ニて同寺平臥

之処、九死一生之場合之処、一兩日ハ少し快方ニ趣候よし、承

り帰ル

一 弘衛籠町いせ八ニ兵卒胸服類取調申付行

廿一日子晴

一 新七郎金五兩昨日加納辻彦藏より相廻し候ニ付、何となく御預

ケ申上候様申、差被出候ニ付預り、殿様御手元ニ御預ケ申上置

一 軍八郎田嶋方ニ行

廿二日丑晴

一 弘衛・新七郎・幾右衛門日本橋辺ニ行 欽次郎様・源五郎同断、

フランケン老杖求来ル、代金三分式朱也

一 御国表より御状着、当月四日付也、尤日本橋届

一 軍八郎田嶋七右衛門之行、泊り

廿三日寅曇り

一 御国表より御状着、尤御召物来ル、右は尾州御飛却(マツ)より届、当月十日付也

一 上戸村より出居候兵賦甚助来ル、右は長州戦争之嘶いたし候ニ付 殿様御逢有之、右之嘶御聞被遊候

廿四日卯晴

一 弘衛・軍八郎、両国米沢町三河屋徳次郎ニフランケン奉行、亭主留主ニて用弁不致、夕方市谷干見店ニて二枚求ル

一 梶町いせ八より兵卒胴服・股引袴出来納ル

一 殿様夕方御湯ニ御出、御供新七郎

一 十河新兵衛殿三井様御儀ニて入来

廿五日辰晴

一 殿様 欽様 亀井戸天神ニ御出、御供新七郎・捨吉・源五郎

一 田嶋七右衛門来ル、兼て頼一条ニて軍八郎御取次之金子三両差置、弘衛預置、軍八郎ニ渡、酒出ス

一 毛受善弥殿入来、御留主ニ付直様帰ル

廿六日巳少雨

一 十日付平嶋様御状御陣屋より相廻り、金貳拾四両壹分壹朱入、御勘定日比野氏より届

一 十河新兵衛殿入来、三井様一条御嘶御座候、序ニ銃手頭巾申付方談被申候

廿七日午晴

一 御家元奥様より鶏卵三十入被進候、天野氏御使

一 御家元より御出状ニ付 平嶋表ニ昨日之返書、小嶋氏ニ同断、前渡表ニは 殿様御状斗、弘衛よりは用談不申遣候

一 殿様・欽様御馬御稽古ニ御出

廿八日未曇り

一 昨日 主上御葬式相済候ニ付 殿様今日御月代御用部屋迄御出

一 殿様昼後梶町迄御出、銃手頭巾八ツ五町目いせや善兵衛申付ル、手本老ツ 御本家分借遣ス、序ニ市谷田町式町目近江屋安兵衛ニ御羽織二ツ・御袴申付ル、御手付金老両遣ス 殿様御手元出ル

廿九日申晴

一 殿様芝ニ御出、御供軍八郎、銀十郎同断

(表紙)

慶応三卯年

二月大日記

永井弘衛控

朔日酉晴

一 当賀申上候

一 殿様 欽様鉄炮稽古御覽御出

一 幾右衛門今日より銃隊稽古始ル

一 田嶋七右衛門来、御膳出ス

一 安池鍊次郎様御出

一 田口重太郎殿入

一 当日御祝義ニ御用所迄御出

一 殿様 欽様・鍊次郎様御同伴にて 八幡宮ニ御参詣、御供軍八郎・捨次郎

一 齋藤庄太夫手代左七、銃手塩・噲・足袋・草鞋代渡ス

一 いせ八より胴服壺ツ納ル

一 夕方十河新兵衛殿宅ニ 殿様御出

二日戌晴

一 錦次郎殿絵書来ル、夕方御酒出ル

一 軍八郎・捨吉より銀十郎・幾右衛門ニ、そばもり十五はいふるまい、若兩人得たべ不申候節ハ銀十郎・幾右衛門より蕎麦代出し分金式朱趣意立ニ出し候筈にてたべ候処、幾右衛門ハ漸々五はいたべあやまり、金式朱トそは十五はい代出し申候、銀十郎ハ十三ばい束ニたべ、二はいハ目を白黒いたし、一口たべてハ茶を呑、三すじ斗たべてハむねをさすり、命を限のどへおし入、

十五はい漸々たべ申候、約速之通金式朱貰ひ申候

一 沢源五郎ハ白飯五合たべ可申、是も金式朱之かけにて、束ニ白飯五合たべ、約定之通軍八郎・捨吉より金式朱出し申候、大笑

一 夕方苧谷氏・小松氏遊来

一 幾右衛門筋違見付ニ玉箱持被頼行、尤小頭銅次郎頼来ル

三日亥

一 弘衛・軍八郎、田嶋七右衛門ニ行、同人留主にて帰ル

一 銀十郎より捨吉ニ、酒六合そばや出花村やにて振舞可申、若得不吞節ハ、金式朱と酒代出し候筈にて、八ツ時参り候処、束ニ捨吉吞候ニ付、銀十郎より金式朱ト酒代出し申候、捨吉大酔ニ

て大はたし~~~~~

一 高木様御留主居大河原より、年始御祝儀可参之処、御用多延引之段断申来ル

一 殿様・欽様夕方小松氏ニ御よばれ

一 御奥より御酒壺壺、御肴添来ル

四日子曇り

一 御台所より御志之牡丹餅一重来ル

一 軍八郎田嶋ニ行

一 錦次郎殿絵書来ル、酒出ル

五日丑曇り

一 金拾五両御香屋長吉方にて借入ル

一 錦次郎殿絵書ニ来ル、御膳出ス、酒出ス

一 平嶋様御年玉取揃、御納戸ニ出ス

一 軍八郎田嶋行、泊り

六日寅晴

一 殿様御下屋敷御出、御供新七郎・捨次郎

一 小石川保之助使来ル、金子借頼越候ニ付、金壺両式分使ニ渡遣

ス

七日卯晴風

一 御国表え御出状、金子下し方申遣ス

一 田嶋七右衛門来ル、金子五両持参、国元え為替金ニいたし具候様申候ニ付、則五両預り、右五両金山本謙三え相渡候様、御国え申遣ス

一 殿様御金性ニ付今日より請ニ入らせられ候間、右御祝として御酒下々迄被下候、御客は錦次郎殿・大竹兼次郎殿、不意 尾州様御坊主毛受善弥殿入来、夕刻苧谷・彦坂氏入来

八日辰晴

一 殿様・欽様御湯ニ御出、御供弘衛、八幡宮え御参詣、揚弓御慰被遊候

一 苧谷右兵衛殿より漬松茸上られ候

一 錦次郎殿画書ニ来ル

九日巳晴

一 弘衛筋違辺行

一 田嶋七右衛門来ル、酒出ル

一 保之助病後始て来ル、後より屯人尋来ル、兩人共茶演出ス

十日午晴

一 大矢 伊豆守様御覧ニ御入被遊候

一 奥より竹之子来ル

一 御下屋敷え 飛驒守様御出ニ付 殿様 欽様御同道、尤御馬也

一 殿様御羽織・御袴出来、軍八郎取来ル

十一日未晴

一 平嶋様より紀伊国坂お喜勢え之一封、弘衛持参届

一 殿様 欽様御湯ニ御出

一 夕刻御国より御着状、右は当月五日出、金三拾五両入来ル

十二日申晴

一 先達て苧谷氏にて借用いたし置金貳拾両、今日返金ス

一 当月五日春屋にて金拾五両借入候処、今日返金ス

一 苧谷春貞老より書状来ル、保之助えも来ル

十三日酉晴

一 殿様・欽様堀之内え御参詣、御供弘衛・軍八郎・捨吉・新七郎、外ニ彦坂善左衛門殿・同鑑三郎殿同道

十四日戌風曇り

一 保之助手先庄三郎、保之助尋来ル

十五日亥霽

一 当賀申上候

一 殿様御次迄御祝義ニ御出

一 殿様 欽様御湯ニ御出

一 明日平嶋林平掃村ニ付、平嶋様并前渡表え御状詠ル

一 保之助来ル、同人も美濃え出状

十六日子霽

一 弘衛浅草観音え参詣

一 軍八郎田嶋行

十七日丑晴

一 殿様 欽様浅草え御参詣、御供軍八郎・安中

一 平嶋様より御直状御用部屋届、三井様御一条也

十八日寅雨

一 昨日平鳴様より之御状 殿様御持参、御用部屋へ御出

一 飛驒守様并ニ御新造様より、年始御挨拶として御すし一重 殿様

え御服沙一・御細工物三品御新造様より奥様へ被進、御使天野

佐七郎殿

十九日卯晴風

一 殿様六阿弥陀へ御参詣、御供軍八郎、外ニ新七郎・銀十郎・源

五郎、夜六ツ半時御帰り

一 幾右衛門浅草へ参詣相願行

一 松平丹波守様御家中辻如意三と申仁来、右は野々山様・中柴様

より之御状居来ル、中柴様奥様・野々山様奥様より御伝言も御

座候ニ付追て罷出、御主人様へ御目ニ懸り申上度申、引取被申候

廿日辰晴

一 阿部保之助来ル

廿一日巳曇り

一 弘衛浅草へ願行

一 夕刻田嶋手代来ル、明日鉄炮二丁為見候様申談遣ス

廿二日午雨

一 錦次郎殿絵書入来

一 小林信之丞殿孫病死ニ付今日葬礼、弘衛御使者相勘申候、小石

川寺迄行、供幾平

廿三日未晴

一 殿様・欽様芝八ケイ見せキレイシへ御出、御供軍八・捨吉

一 河田菊太郎殿 欽様御縁組之申来ルニ付、一通り談興候様頼遣ス

一 保之助来ル

廿四日申晴

一 稻富四郎様御家来今川祐藏と申仁 御老中井上様・松平周防様

へ御出入、御直ニ御新折々申上候人ニ付、御心願之御模通ニ候

へハ、田嶋氏同伴ニて御煉筒拝見ニ来ル、御酒出ス

一 保之助来、夕五ツ半頃迄居申候、提燈貸遣ス

廿五日酉雨

一 河田菊太郎養子先養父同道ニて客ニ参り、欽様御養子之儀申来

ル、弘衛河田氏宅へ参り咄しいたし候処、市ヶ谷浄溜り坂松前

八郎様ト申御方、高式百俵両 御番之御家、御持参式百両入用

之趣申談ニ付、是よりも問合可申旨申、別レ申候

廿六日戌雨少

慶応三卯年二月廿日老岐守殿御渡

(大目付へ相達候書付写)

一 殿中平服之儀以来羽織袴高袴小袴取受着用可致、尤三月朔日よ

り書面之通可相心得候

一 麻上下之儀は当分之内平袴仕立ニても不苦候事

右之趣万石以上・以下之面々へ可被相達候

二月

右之通大目付・御目付へ相達候事

二月廿日

慶応三卯年二月廿日老岐守殿御渡

(大目付^え相達候書付写
御目付^え)

一 衣服之儀此度被 仰出候趣も有之候^え共 御所向^え相抱り候節
は、都て是迄之通相心得候様、向々^え可被達置候

二月

右之通大目付・御目付^え相達候事

二月廿日

慶応三卯年二月廿日老岐守殿御渡

大目付^え相達候書付写
御目付^え)

一 今般衣服之儀被 仰出候^え付てハ、武役之分は勿論、寄合・小
普請支配ともそぎ袖羽織細袴を平服と相心得可申、且又勤仕
御目見^え以下は、武役ニ無之候共右服着用致度者は、一応御目
付^え問合之上相用候様可致候

右之趣万石以下之面々^え可被相触候

二月

右之通大目付・御目付相達候事

二月廿日

慶応三卯年二月廿日老岐守殿御渡

(大目付^え相達候書付写
御目付^え)

一 此度御改革ニ付、年中御礼日着服左之通御定ニ相成候事

正月

元日 六ツ半時 装束

二日 五ツ時 同断

但装束下諸太夫以上は白小袖、其外ハ服沙小袖着用之事

三日 五ツ時 麻上下服沙小袖

但三ヶ日之内^ニても 殿中^并御門々勤番之向は都て平服之事

四日 例刻 今日より 平服

六日 五ツ時 同断

但寺社御礼御席^え携り候分装束着用之事

七日 五ツ時 麻上下服沙小袖

但殿中^并御門々勤番之向は都て平服之事

二月

朔日 五ツ時 平服

但日光准后 御対顔有之節は、御席^え携り候分装束着用之事

一 准后 御対顔無之候共、一山之御礼有之候^え共装束之事

八月

朔日 五ツ時 麻上下染帷子

但殿中^并御門々勤番之向は都て平服之事

三月三日 五ツ時 麻上下服沙小袖

五月五日 五ツ時 麻上下染帷子

七月七日 五ツ時 右同断

九月九日 五ツ時 麻上下花色ニ無文服沙小袖

但同断

月次 五ツ時 平服

但御礼有之候、尤三月朔日・七月十五日は御礼無之候事

一 両山紅葉山 御参詣之節も 殿中平服之事、右同断

御参詣之節着服之儀老中・縫殿頭・兵部太輔・若年寄・御側衆・

一 寺社奉行・大目付・御目付・奥向のみ服沙小袖・染帷子・麻上

下着用、其外御供之向ハ平服之事

但御装束之節は、御場所へ携り候分装束、其外御供并殿中供本

一同断

一 公家衆 御対顔 御返答

右装束着用之事

一 両山拜礼

右装束或ハ服沙小袖・染帷子・麻上下着用之事

一 御加増

一 官位

一 家督

一 初て 御目見

一 忤 御目見

一 婚姻

一 遠国帰

一 病後

一 恐悦事

一 召人

右御礼衆服沙小袖・染帷子・麻上下着用之事

一 伺御機嫌

一 御法事済

一 掃府届

右平服着用之事

右之趣万石以上・以下之面々ニ可被達候

二月

右之通大目付・御目付ニ相達候事

二月廿日

廿六日戌雨少し

一 今日石町三町目新道申処立石と申方にて 御勤定奉行小栗上野

介様御用人と御出会にて、御志願之一条御内談之筈にて、田嶋

七右衛門も罷出候筈にて、殿様御出ニ被遊候処、行違ニ相成、

跡ニ使来ル、廿八日御出会之筈申来ル

一 夕刻河田菊太郎殿来ル、此頃之松前様は不宜奉存候間、外ニ高

六百石六郷信之助様と申方ニ御世話申上度、尤御持参金ハ四百

両と申候之共、三百両ニ引下ケ参り候よし申来候ニ付、内相談

いたし、是より御答可申上旨申返ス

廿七日亥晴

一 欽次郎様剣術稽古ニ御出

一 平嶋様より御状着、右は御陣屋より差廻し金四拾七両添来ル、

河田氏より請取

一 夕刻田嶋七右衛門ニ先刻立石より使来候ニ付、明日同家ニ御出

会之儀申談遣ス、使幾平

廿八日子曇り

一 津麻木様御見分ニ付、津之筈ニ軍八郎始銃手不殘、朝六ツ時より罷出ル

一 当日御祝義 殿様御次迄御出

一 昼後下谷石町三丁目新道立石と申方にて、小栗様役人塚本真彦と申仁御出會之筈ニ、田嶋右衛門引合ニ付 殿様御出、御供弘衛、草り取幾右衛門差支候ニ付、大部屋にて利助申者履行、右塚本七ツ時頃入来、御逢、御酒出ス

一 保之助来ル

廿九日丑雨

一 立石より使来ル、右は今明之内田嶋欵永井ニ罷出候様申来ルニ付、提灯返ス

三十日寅晴

一 昨日之使ニ付、今日立石氏ニ弘衛罷出候處、隱居談事ニは、小栗様御家来塚本真彦昨日申越ニは、嘉兵衛様私宅ニ御出之趣御断被遊候處、私義も重役も有之候ニ付、只今頃御出被下候ては迷惑ニ付、主人も浜ニ今日参り、沓両日過候ハ、帰宅候間都合仕、其上御入来申上候間、夫迄御見合御座候様仕度旨申越候ニ付、此段可申上度被申聞候、將又隱居被申ニは、小栗様も三月中頃ニは上方ニ御出ニ付、右前ニ内々御看ニても被上候方可然候間、此段御相談可申上旨申談ニ付、弘衛答ニは、田嶋と申談之上取斗可申趣申、直様田嶋方ニ参り候處、同人行違当方ニ参り、御用弁ニ不相成候、弘衛義は田嶋宅ニ委細申置、序ニフラスケン三枚求、太刀負四筋求帰ル

一 殿様・欵様小松氏誘にて向嶋ニ花見ニ御出、御供軍八郎、夜五ツ半時過御帰リ

(表紙)

「 慶応三年

卯三月小日記

永井弘衛控

朔日卯曇り

一 当日御祝義なし

一 下御屋敷調煉御見物、御鉄炮誠ニ□ 殿様 欵様御出、御供新七郎

一 そふし馬三ツ葉ニあさつきさし上ル

一 夕方御国より御着状、金子四拾両来ル

一 平嶋様よりも着状

二日辰雨

一 田嶋^(七脱か)右衛門より使来ル、右は小栗様ニ之御進物之儀申来ル、七右衛門殿ニ面會之上取斗申度、明日当方ニ参具候様申遣ス

一 苜谷氏にて晦日夕刻貳拾金借候處、昨日下午金有之ニ付、右之内十金返ス

三日巳雨

一 当日御祝義申上候 殿様 欵様当日御祝義御上下にて御出

一 彦坂氏ニ去十一月金沓両貸置候處、追々催促いたし候處、漸々今日内金式分返し被申候

四日午雪三寸斗降り

一 昨夜田嶋七右衛門来ル、泊り、今朝帰ル

五日未晴

一 今日虎之御門番ニ付軍八郎始罷出候

一 殿様御儀 飛驒守様御誘ニて向嶋辺ニ花見ニ御出也、尤御馬ニ
て

一 田嶋七右衛門より使来ル、右は明日小栗様ニ御肴被遣候様取斗
置候間、明朝早石町立石迄幾右衛門遣候答

六日申晴

一 早朝幾右衛門遣ス、右は昨日田嶋七右衛門引合之通石町立石氏
ニ遣ス、田嶋より生籠日本橋ニて捲ニ立石ニ出ス、幾右衛門持

參、御勘定奉行 小栗上野介様ニさし上ニ成ル、御側役塚本真
彦殿ニ弘衛・七右衛門兩名ニて手紙遣ス、塚本氏ニも金貳百疋

添遣ス、小栗様より御移リニ霞織と申夏御羽織地来ル

一 信州表ニ御出状、松平丹羽守様御屋敷辻恕介殿ニ頼出ス、使田

上氏

一 保之助来ル

一 軍八郎始、今朝迄虎之御門番相勤、五ツ半頃より津端ニて御頭
様御見分ニ付、当り打行

七日西晴

一 弘衛石町立石氏ニ立寄、夫より小栗様御屋敷ニ行、塚本氏留主
ニ付用弁不致引取

一 河田氏・大竹氏・十河氏より左ニ申来ル

以手紙啓上仕候、然は見桃院殿^(九代定儀)三十七回御忌去月八日御相当之
処、御故障之儀有之、今夕より明朝迄於下渋谷東北寺御法事被
成御執行候、此段為御知可得貴意如是御座候、以上

三月七日

一 尾州様ニ願立之儀ニ付、御用人川村様ニ田上新七郎内問合遣ス
御国元御用状出ス

八日戌晴

一 殿様東北寺ニ御參詣、御供捨次郎、御香代金沓朱御備

一 弘衛小栗様ニ罷出、御側役塚本真彦殿ニ逢対いたし 殿様明後
十日朝御出之答ニ内約いたし帰ル

一 苧谷右兵衛殿悴三男抱蓆ニ付、御菓子折被遣候

一 梅村屋利兵衛此頃中亮用ニて參り居候処、昨夕刻御機嫌伺申上、
菓子折上ル

九日亥昼後大雷八ツ時晴

一 保之助来ル

一 尾州様御用人川村様御用人来ル、右は新七郎ニ用談有之来ル

十日晴甲子

一 越中鳴ニて調煉御座候ニ付、軍八郎始行

一 殿様今日小栗上野介様ニ御目通ニ御出、御逢濟より越中鳴ニ御
見物ニ御出、御供新七郎・幾右衛門 欽様も御出

一 金毘羅様御祭ニ付、御台所赤飯一重干物添来ル

十一日丑晴

一 今般尾州様ニ拝借御願ニ相成候、右は御当地之御模様不相分候

ニ付、新七郎伴尾州様御用人川村図書様と申方ニ此頃迄侍奉公
相動居候ニ付、新七郎内々差出問合候処、川村ニて被申候ニは、
何ソ御先格も御座候哉と御尋ニ付、左様ニ御座候、去秋坪内金
三郎より使者ヲ以名古や表ニ相願、御聞濟相成候旨申答、御当
地之儀ニ付、嘉兵衛願書持参罷出候心得ニ御座候間、いづ方ニ
罷出候が御弁用哉と相尋候へハ、川村様御用人、左候ハ、主人ニ
申入置候旨申候ニ付、此頃引取申候、一昨九日川村様御用人御当
方ニ内々罷越、新七郎ニ申談候ニは、私方嘉兵衛様御入來被下
候ても勤番中何欵不都合ニ付、嘉兵衛様御出之御振合ニ取斗候
間、願書御家來より川村図書宅迄御差出御座候様仕度、左候ハ
、主人より其筋ニ差出、評儀之上名古や表ニ可申遣候段申談ニ
付、右願書相認、今日弘衛・新七同道ニて川村様御屋敷ニ罷出、
願書差出候処都合能受取被申、直様御用人より図書様ニ差出ス、
御同人御答ニは、其筋ニ差出評儀之上尾州表ニ可申遣被申答候、
右御用人竹葉整と申仁ニ為菓子料金百疋遣ス

十二日寅晴

一 軍八郎始津端ニ調煉行

一 新七郎田鳴方ニ沙干御出、尋行

一 (ママ)

十三日卯晴

一 (ママ)

十四日辰曇り雨少し

一 田鳴七右衛門手代力藏鉄炮持参ル、茶漬出ス

一同七右衛門夕來ル、泊リ
一 保之助夕刻來ル、雨降り候ニ付泊リ

十五日巳晴

一 当日御祝義申上候

一 殿様 欽様沙干ニ御出、昨夜田鳴七右衛門参り泊り、今日御案
内いたし候、御供軍八郎・捨吉・新七郎・銀十郎・清八郎、夕
方御帰り

一 弘衛義小栗様御屋敷ニ御鉄炮一条内願、且は此頃 殿様御出高
野介様ニ御逢之御礼ニ行、序ニ稻留三四郎様御内今川勇三殿ニ
立寄、御一条頼置

一 天野多四郎殿入來、右は今日 姫君様より御肴御拝領ニ付、御

福別被成候よしニて、鯛切身七切 伊豆守様被進候

十六日午晴

一 伊豆守様・飛驒守様・御新造様御下屋敷ニ御出ニ付 嘉兵衛様

ニも御出被遊候様、天野氏申被参候ニ付御出、御供新七郎、昼
後天の氏より使來ル、右は欽様ニも直様御出被成候様申越ニ付、
直様御出、御供幾平

一 芝力三來ル、軍八郎始虎御門番行

十七日未曇り

一 伊豆守様より昨日之竹之子大一小一來、御使天野左七郎殿、昨
日之御肴之積リニ、昨日力三よりさし上候大蛤十五御上被遊候
一 保之助昨夜泊り

一 齋藤庄太夫手代参り、兵卒之給金当月遣し分渡申し候、金十

兩式分

一 弘衛浅草^え參詣

一 保之助義横濱行路料ニ差支、難決申立相願候ニ付、苧谷氏ニて金三両拝借、貸遣ス

十八日申雨

一 明日尾州御用人川村図書様御登ニ付、為御暇御使者弘衛罷出ル、御錢別のり十帖入一箱台ニのせ、代金式分ニて出来、右持参いたし候、尤此間拝借願立被遊候御懸リニ付、右様取斗申候、御丁寧ニ御挨拶有之候

一 今般 將軍 宣下ニ付御祝義今日より明日・廿一日三日之間御祝義式御座候旨御達ニ付、服沙御小袖御上下ニて御祝義 殿様御出被遊候、右は先例之通御沙汰無之ニ付内々御問合ニ相成候処、御達落之旨断御達御座候ニ付、直様御祝義御出被遊候

一 保之助今日横浜^え出いたし候

一 尾州川村様^え相頼平鳴様行、紀伊国坂届物・板倉様より之御届物、富永様向ケ出ス

十九日西晴少雨

一 殿様小栗様御家来塚本真彦殿^え御出、御供軍八郎・幾平

一 上戸村より兵賦ニ出候甚助来ル

一 大竹五兵衛殿より平鳴表より参り候書状ニ金拾三両添来ル、受取

廿日戌晴昼後雷鳴雨

一 今日調煉休ミ、銀十郎・捨吉他出、然ル処兩人共無刀ニて誰ニ

も不断他出ニ付、帰リ之上兩人共さし控被仰付候

廿一日亥晴

一 弘衛今日田鳴七右衛門^え、菅沼様^え手入之事談ニ行

一 捨吉・銀十郎夕方さし控御免ニ相成候

一 貸本屋来ル、清八郎真田三代記借ル、弘衛頃日之統清正実伝記借ル

廿二日子晴

一 殿様 欽様芝辺^え御出

一 菊太郎殿 欽様御縁談之儀ニて来ル

廿三日丑雨

一 無動寺村金四郎伴来ル、近々国元^え出立仕度旨申来ル、軍八郎同道ニて芝田島方行

廿四日寅晴

廿五日卯晴

一 彦坂氏御誘ニて落合村八五郎方^え御遊ニ御出、御供弘衛・軍八郎、彦坂氏家内不残、外ニ同家聲同道也

一 大河原惣左衛門殿入来、御留主ニ付御機嫌伺申上帰ル

廿六日辰

一 昨日御出之八五郎より大竹ノ子三本持来ル、仍て式本大河原^え遣候

一 御逗留長々ニ相成候ニ付、彦坂氏御頼相成、其筋^え参り被呉候様、今日御談事相成候

廿七日巳

一 今日虎ノ門御番ニ兵卒不残行

廿八日午晴

一 当日御祝として 殿様御家本ニ御出也

一 虎之御門昨日より御番罷出居候処、今日兵卒不残帰ル

一 田河氏より 公辺御触相廻し被申候、左ニ

地頭より兵賦共給料取越候者は、当正月より三月迄之月割給料之内より三両引去、地頭家来ニ相渡、其余取越過之分返納方之儀は、相對ヲ以取斗可申事

但三両より以下取越有之候者は、取越候分丈ケ引去、地頭家来ニ引渡可申事

三両より以上取越有之候ものハ、三両引去前同断引渡、其余は地頭方より当人共ニ直引合可申事

一 此度御抱入不相成地頭下ケ相成候もの共、武拾両之給料月割ヲ

以、正月・二月・三月分地頭家来ニ相下ケ可申事

一 当春以来地頭下ケ相成候者、月割ヲ以取調之上、夫々給料地頭

家来ニ相下ケ可申事

御倒衆
御用
滝三郎
御倒衆
御用
滝三郎
別紙之通縫殿頭殿被仰渡候、依之申上候、以上

三月

御軍制懸り

御目付

一 此間彦坂善左衛門殿御頼、炮術御願立相成候一件追々長引候ニ付タンサクいたし、夕刻善左衛門殿入来被申上候ニは、御目付

方ニ手入取調候処、最早御目付ニては相済居候由、御目付 松平鎌藏様御用留内々写し取来ル、右写し左ニ

書面并別紙共一見仕候処、坪内嘉兵衛儀は内分分地とは乍申、古来戦地之御供も相動候家筋ニて、殊ニ方今別て炮術御引立之折柄ニも有之候間、願之通御聞濟相成候方可然儀と奉存候間、書面願之趣は追て業前見置候様可致旨被仰渡、可然奉存候、同役一同評儀仕此段申上候

十二月

松平鎌藏

右は尤寅十二月之事

十二月廿七日御書取添御下ケ、承付即日返上

御目付ニ

覚

書面坪内嘉兵衛炮術見置之義、其方共ニて見置候様可被致候事

本文

美濃守殿

十一月廿四日謹一郎ヲ以御下ケ、十二月十一日了簡下ケ札いたし返上

廿九日未晴

一 昨日彦坂氏被申上候一件、今朝 殿様御儀 伊豆守様御月代之処ニ御出、御目付御用留貫書御持参御断被遊候処、今日御 城ニて謹一郎様ニ問合可申旨、御答御座候旨 殿様被仰聞候

一 欽様馬之御稽古ニ御出也

一 友野敬重郎殿 欽様御縁談之儀ニて入来、茶漬出ス

一 芝力蔵来ル

(表紙)

慶応三卯年

四月大日記

永井弘衛控

朔日申雨

一 当日御祝儀申上候

一 殿様 御本家様え御祝儀ニ御出

一 苧谷右兵衛殿より小兒痘瘡麻上祝として御肴さし上被申候、さより四ツ・モロコ六ツ

二日酉晴

一 今朝右兵衛殿入来、右は炮術御見置之儀八日頃御座候趣 伊豆守様昨日御城にて御目付衆え御尋被遊、御内沙汰之趣ニ御座候
一 幾平私用願ニ行

三日戌曇り

一 殿様 欽様本庄辺え御殺生御出、御供捨吉・新七・源五郎
一 夕刻田嶋七右衛門来ル

四日亥晴

一 問之馬場え調練ニ軍八郎始、幾平 御本家人数不残行
一 殿様御弁当入瀬戸物ニて求、箱は左内坂拵長ニて出来
一 夕刻苧谷氏入来、右は炮術御見置之儀七日と相成候段、御内意之趣被申候

一 河田氏より御達し、左ニ

以手紙啓上仕候、然は御目付新庄右近様より別紙之通り御達御座候間、右ニて御承知可被成候、此段可得貴意如斯御座候、以上

四月四日

河田唯右衛門

坪内嘉兵衛様

御別紙左ニ

坪内伊豆守殿

来ル七日於越中嶋、御内分坪内嘉兵衛砲術業前見置可申候間、場所五半時揃之心得ニて罷出可申旨被 仰達仕度、尤同日雨天候ハ、翌八日罷越可申と存候、依之申上候、以上

四月

新庄 右近

滝沢喜太郎

尤右御兩人御目付也

一 善助兵賦御暇出ニ付、今日下り来ル

五日子晴

一 弘衛水天宮様参詣、序ニ田嶋え廻ル

一 安池鍊次郎様御出、御酒出ル

一 殿様御次え御出、苧谷・彦坂え越中嶋え御出張之儀御相談ニ御出、御用部屋えも同断

一 新七郎早朝水天宮様参詣、幾平・源五郎昼後

六日丑晴

一 御国元より御状便・夏衣類来、金子四拾三両来ル

一 彦坂氏明日之越中嶋^ニ御出張之御手伝^ニ被参、夕刻同人聲御小人目付鳥貝平藏殿入来、明日之御見置御場所之取扱御頼相成申候、酒出ス

七日寅曇り

一 今日炮術御置^(見祝か)ニ付、殿様 欽様暁七ツ半時御出、御供弘衛・軍八郎・捨吉・銀十郎・源五郎跡より来ル、煉筒釣り幾平・捨吉・銀十郎、駕籠長持二棹釣り人兵卒 平嶋様御抱式人・御当方抱老人・外^ニ式人・善助共六人、御家本より出役十河新兵衛殿、外^ニ彦坂氏親子・小林氏同道ニて御出、越中嶋^ニ五ツ時頃御着、跡より苧谷氏被参候、彦坂氏聲鳥貝平藏殿同道ニて御出、御場所^ニ何塚差引被取持、御都合宜敷候
一 九ツ時御出張御役人様方御名前、左^ニ

- 御目付 新庄 右近様
- 同 断 滝沢喜太郎様
- 御徒士目付 渡辺伝太郎様
- 御小人目付 彦坂銀一郎殿
- 同 近藤伊十郎殿
- 同 鈴木半兵衛殿
- 御使之者 白石 源吉殿
- 外^ニ 御小人目付 鳥貝 平藏殿

外^ニ玉葉奉行 友成郷右衛門様^ニも御出

右御目付^ニ殿様御逢、右は御先方より御目^ニ懸り度趣、御徒士

目付渡辺伝太郎様御出相成御申込、御同人様御案内ニて御同席^ニ殿様御通り遊し、御目付方より御口上^ニは、追々見置も延引相成申候、今日見置候間、御都合次第ニて、御打始可被成候之御口上御相済御引取相成、直様御場所御出、御打払相成申候、相済候次第御小人目付御届相成、元之御席^ニ御引取、御休足相成候、又候御徒士目付より、御目付衆御逢被成候間、御出被成候様御案内被申、前之通り御同席御通り遊し、御目付方より御口上^ニは、今日御業前見置申候、発矢格別存候、明日登城若年寄衆^ニ可申達候、相済候間御勝手次第御引取可被成候、御口上相済御引取相成申候、越中嶋八ツ半時頃御引取相成、御帰^リ懸ケ御服紗小袖麻上下ニて御目付新庄右近様・滝沢喜太郎様^ニ御礼廻り御出、御玄関ニて御口上御手札御差し、御帰^リ懸ケ御開門相成申候、番町御小屋^ニ七ツ時頃御引取相成申候、御供山本軍八郎・幾右衛門、右^ニ付直様 伊豆守様^ニも御礼被仰上、従夫御用人衆^ニ御礼御廻^リ被遊候、仍て夕刻十河新兵衛殿・彦坂氏・小林氏・天野氏・苧谷氏・杉江忠次郎殿御酒被下候、外^ニ御小人目付鳥貝平藏殿

献立

吸物・さし身・煮肴・ぬた・あへ^ノ五品
右は出花村より仕出し申候
一 越中嶋御小屋^ニおゐて御徒士目付始^ニ御挨拶、左之通り
一金式分 御徒士目付^ニ 一金彦分ツ、御小人目付四人^ニ

一金沓分 御場所預りえ 一金沓朱ツ、御使之者え

右は鳥貝平藏殿取次被申候、外ニ鳥貝氏之金沓分格別取持被申候ニ付、別段金沓分進上、先々右之次第ニテ無滞相済申候

八日卯雨

一 彦坂氏相頼、昨日御出張之御目付御兩人御登城前之処ニテ御屋敷ニ罷出、昨日之模様柄御取繕宜被仰上被下置候様内願、彦坂氏參被呉候、昼後同人入来被申聞ニは、新庄様ニテは至極ニ請込御挨拶、今日登城之上申上、是より御答可申旨御答ニ付、明日罷出相伺可申旨申引取、滝沢様ニ罷出候処、御登城前ニ付一通申入候処、是より御答ニ可及旨ニ御座候ニ付、明日伺罷可申旨申上引取よし、被申聞候

一 明日兵賦善助掃村ニ付、平嶋十三両着金之返事、六日御国より夏御着類参り候ニ付右之返事相認、夕刻善助之着類買代金沓両・為旅料金沓両式分、^(談)三両式分同人ニ相渡申候

一 昨日菊太郎殿入来、欽様御縁段六郷家^(談)当九日・十一日・十三日之内御見合ニ御出候様被申談候ニ付、申上候処、十一日九ツ前ニ御出之答ニ引合申候

九日辰晴

一 彦坂氏四ツ過入来被申聞候ニは、今日御目付両家ニ罷出候処、新庄様御答ニは、色々御尋申度儀御座候ハ、十一日嘉兵衛御出御座候様仕度旨御答ニ御座候、滝沢様は十二日御出御座候様いたし度旨御答、尤御兩人御登城前と申事ニ御座候

一 彦坂氏段々骨折被呉候ニ付、先今日金沓分爲挨拶被遣候

一 今朝善助掃村

一 田嶋七右衛門入来候ニ付、御家御由緒書取調、右は御目付衆御逢之節御差出之思召ニ候間、同人文言取繕相認被呉候

一 今日牛込御門番軍八郎・銀十郎・利平行

十日巳晴

一 昨日より田嶋認物泊り、今日も相認被呉候

一 源五郎・捨吉牛込御門番交代行

一 欽様馬之御稽古御出

一 金拾両苜谷氏ニテ先月借用いたし置候ニ付今日返済、為礼金沓朱被遣候

一 夕方玉葉奉行友成郷右衛門様ニ御出、御志願之趣御書取内願書御差置御帰り

十一日午曇り

一 欽様御儀、菊太郎殿約束之通六郷信之助様ニ御見合ニ御出、御本家様ニテ盛山と申御馬拝借、五ツ半頃より御出懸ケ、御供軍八郎、別当幾平、御草り取大部屋ニテ沓人雇入ル、泉橋通大番組屋敷菊太郎殿ヤ養父友野八郎兵衛殿ニ向御出、菊太郎殿案内ニテ御先方ニ御出、兼て御待請御門開、御座敷ニ御通り、信之助様御逢、御見合之御方も御逢有之、直様御帰り

一 彦坂氏入来被申聞候ニは、今日序有之候ニ付滝沢様ニ罷出、明日御出御延引之儀申入候処、御念入儀ニ思召、御都合次第御入来被下候様との御事ニ付、嘉兵衛弥罷出候節は前日御沙汰可申上旨申置候旨、被申聞候

一 田嶋七右衛門入来、昨日相認候御目付衆へ御差出之御内願書

御老中へも内々差上置度、今川勇藏殿談ニ付持參候旨申、自身

ニ認持行

一 御国許より御状着、金三拾兩来ル

一 殿様御存寄御認、苧谷氏ニ御見せ、明日 伊豆守様へ御覽ニ入

可申御答被申上候

十二日未雨昼晴

一 殿様竹腰籠若様御出、右は先月尾州御館へ御歎願之次第同様ニ

御認御持參、御同家御留主居井上市之丞殿、右は矢鳴様御統ニ

付右へ向御出、一通り御咄御歎願書御差出被遊候処、委細承知

仕候、用人共へ申聞、其上御答可申上旨被申候ニ付御帰り

一 鳥貝平藏殿此頃之御礼ニ入来、申置帰りに被申候

一 春やえ米代払

十三日申晴

一 殿様御儀御目付新庄右近様へ御出、御煉炮製造之儀委細ニ御申

上、序ニ御家筋之儀、統柄委細ニ御認御持參、御内願書御認御

逢之上御差出、御帰り之節御開門

一 田嶋七右衛門入来、御老中井上様・松平周防守様御模様宜敷趣

申出候

一 夕方保之助来ル、泊リ

一 平鳴様より銀十郎単物来ル

十四日酉晴

一 殿様御儀昨日之通御目付滝沢喜太郎様へ御出、昨日之通御書御

差出し御逢有之、御供捨吉・幾平

一 御本家御用部屋より御鉄炮御見置之儀夫々へ被遣候御録目^{下上} 伊

豆守様より御出金之儀ニ付、御廻し可申旨にて、金壹両貳分貳

朱御用人中より相廻し被申候

一 保之助泊リ

十五日戌晴

一 殿様御祝義ニ御出

一 今日管沼左近將監様御家老多々森蔵ト申仁、御煉筒拝見可參よ

しにて田嶋七右衛門来ル、夕方迄相見合候処多々氏不參

一 保之助・新七郎今朝横浜之行

十六日亥晴

一 欽次郎様横浜へ御見物ニ御出、御供軍八郎

一 昨夜義平・銀十郎便り来ル

一 河田唯右衛門殿より御停止明之趣申来ル

十七日子晴

一 弘衛芝之行

一 殿様 権現様へ御參詣、御供清八郎

一 菊太郎殿入来 欽様御縁談ニ来^(下)ニ付、御土産金多分ニ付、先々

御断申上候旨申談候

一 欽様夕方御帰り

一 田嶋来ル

十八日丑晴

一 弘衛浅草観音様參詣

十九日寅

一 田嶋七右衛門より手紙来ル、閑老様え内々問合之儀尋来ル

一 小石川見付御番捨吉・源五郎行

廿日卯曇り

一 小石川見付御番軍八郎・銀十郎・幾右衛門行

一 彦坂氏今日松平縫殿頭様え内尋參被吳候

一 勝山村新左衛門伴平市申者外老入、此度江戸見物罷越候旨、就

ては今日帰村之儀仕候、然ル処印鑑無之ニ付洪難之趣申候ニ付、

印鑑取持為持、捨吉高田馬場迄送出し候

廿一日辰曇り

一 尾州富田錠太郎殿より新七郎え紙封来ル

一 荊谷春貞老より金子十両入封状来ル、貨百文遣ス

一 欽様浅草え御出也

廿二日巳曇り

一 新七郎昨夜帰ル

一 竹腰様御留主居井上市之丞殿より鉄炮来ル、御預り

一 田嶋七右衛門より使来ル、右は美濃表え之書状尾州飛却^(即)え差出

度申越候ニ付、矢鳴様え添状致し夕刻出ス

廿三日午雨

一 和泉橋通友野菊太郎殿入来、欽次郎様御縁談六郷様よりは御持

參三百両と申処、当方にては百五十両ト申談候処、同人いつれ

ニも六ヶ敷よし被申候ニ付、左候ハ、致方無之趣申候へは、今

一 一応先方え懸合可申旨被申候ニ付、明日御宅迄參上可仕筈引合、

茶漬出ス

廿四日未少雨

一 弘衛友野菊太郎殿え罷出、同人在宿ニ付、昨日之御約束之通り

六郷様え御懸合被下候様申談候処、同人直様御先方え被參候、

暫待合候処被引取被申談候ニは、先方思召左之通りト申書取持

參被致候ニ付拜見候処、御懸合書左ニ

一 弥御約束御規定書御取為替之節金五拾両、引移り之節金百両、

跡金五拾両は辰年巳とし二ヶ年之内御差送被下度

一 具足之儀は此節柄ニ付着込位ニて宜事

一 衣服類は在合ニて宜事

一 外ニ好無之、乍去夜具式人前御持參之事

右之通り御座候

右之次第ニ付弘衛より申談、御引移り之節五拾両、御引移り翌

年より二年ニ五拾両、跡百両は御家督之砌差上可申候間、右ニ

て御承知被下候様仕度申候へハ、菊太郎殿被申候ニは、左様ニ

ては迎も六ヶ敷、併先方え今一応可申入旨被申候ニ付、明日誰

か伺ひ罷出可申旨申談候へハ、先方都合宜候ハ、明日昼前之

内御沙汰可申、左も無之候ハ、不印ト御承知可被下候旨被申候

ニ付、引取申候

一 平嶋表より七日付之書状着、金十四両添御用部屋より届ク

廿五日申少し雨曇り

一 殿様田口氏え御出、同人小瘡ニて引籠之よし

一 殿様十河氏え夕方御出

廿六日酉曇り

一 殿様御儀 飛驒守様と御同道にて豎部様御下屋敷へ御殺生ニ御出、欽次郎様ニも御同様也、御供軍八郎・幾平

一 捨吉田嶋七右衛門へ使ニ遣ス

廿七日戌晴

一 欽次郎様御願左ニ

嘉兵衛弟

坪内欽次郎

右は今度横浜へ差出、フランス学伝摺并炮術執行為仕度奉存候間、何卒其筋へ御願被下候様此段奉願候、以上

卯四月

右は半切紙

願書 坪内嘉兵衛

御用所御差出

一 田嶋七右衛門来ル、鉄炮師高橋吉兵衛ト申者同道、煉筒拝見ニ来ル、御菓子大袋一差上ル

一 新七郎横浜へ行

廿八日亥晴

一 殿様当日御祝義ニ御出、人馬取調道中奉行へ御達書御用所へ御持参

一 弘衛芝へ買物行

一 殿様御目付 新庄右近様・滝沢喜太郎様へ御暇乞御出、御供軍

八郎・幾平

一 新七郎帰ル

廿九日子晴

一 殿様 欽様芝へ御買物御出

一 軍八郎田嶋七右衛門へ行、泊り

一 麴町いせ八より服・兵卒胴服類出来納ル、代金之儀は美濃より着迄延引候様申遣ス

晦日丑晴

一 明朝日御暇出候様、大竹五兵衛殿より申来ル

一 殿様麴町へ御出

一 軍八郎帰ル、七右衛門美濃へ参り候筈にて、衣類送り来ル

一 苧谷氏より麻手綱・御菓子折為御餞別被上候

一 今日兵卒へ单胴服渡ス、古品引上ル

一 御先触出ス、幾右衛門遣ス

登り先触 坪内嘉兵衛内 永井弘衛

覚

一 一人足 八人

一 此継方

一 具足 一荷

一 引戸駕籠 一挺

一 両掛 一荷

一 宿駕籠 一挺

一 馬 二疋

右は今般嘉兵衛義大炮御用済ニ付、来五月二日江戸表出立、在所濃州各務郡前渡村迄被罷登候、就ては道中 御奉行所へ達済之上、書面之人馬御定之賃銭払之被致旅行候条、宿々川々差支

無之様継立可給候、此段頼入存候、以上

坪内嘉兵衛内

卯四月晦日

永井弘衛印

武州品川宿より

尾州宮宿夫より

名古屋

清須

一ノ宮迄

右

問屋中
え
役人

泊り

五月二日	一川崎宿	同三日	一箱根宿	同四日	一吉原宿
同六日	一鞠子宿	同七日	一掛川宿	同八日	一舞坂宿
同十日	一池鯉鮒宿	同十一日	一清須宿	同十二日	一吉田宿
			以上		

(表紙)

慶応三卯年

五月大日記

朔日寅晴夕方雨

一 今日御暇出候ニ付、例之通御用部屋ニテ御酒出申候、殿様御上

下ニテ御出

一 飲次郎様横濱御執行御願被遊候処、御聞濟筋合ニ相成候間、衣

服之儀以上之御取斗哉以下之御取斗哉之段、伊豆守様之御伺相

成候処、是ハ此方ニテ差因いたしかたく、其場ニ至り頭之相伺

可申旨、伊豆守様被仰聞候旨天野被申出候

一 夕刻奥之御よばれ、殿様、飲様御同道也

一 先例は御用人始御出入衆之御酒被下候処、御儉約ニ付御用人之

百疋ツ、格別之出入之方之老朱ツ、式朱ツ、被下候

二日卯昨夕より大雨四ツ時より晴

一 番町四ツ半時御出、御用人中始御家中不残御門迄御見立、品川

迄彦坂善左衛門殿・天野多四郎殿・多和田錦次郎、例之通足輕

老人、村田ニテ各々之御酒被下候、軍八郎・新七郎同断

一 川崎宿之七ツ半時、杉本美濃吉之御泊り

三日辰雨昼より

一 今日大磯宿御泊り之処大雨ニ付、大磯日暮より小田原之御越、

大雨大難波、殿様草鞋懸ケ御ひろひ、小田原之夜九ツ時入、万

屋長吉方ニ御泊り

四日巳朝雨四ツ頃より止

一 小田原宿五ツ時御出立、箱根九ツ時御着、御関所前茶之御休、

白井三郎右衛門之使遣ス、三郎右衛門留主ニ付、十四五才之俸

来ルニ付、先例之儀相心得候哉相尋候処、委細承知之趣申御証

文御渡し御座候様申候ニ付則渡候処、老人差添候様申候ニ付弘

衛同道、御関所罷出宜敷ト申諸三郎右衛門俸出、役人証文一見

印鑑帳相調、御印鑑今以不出、如何之御役御勤候哉被相尋候ニ

付、役義ト申は無之、美濃国ニ先年より在住之処、今般炮術御見置相濟候ニ付、一先掃邑候様被 仰付候ニ付、美濃国在所迄罷登り候旨申答候ヘハ、御目見以上哉ト被申候ニ付左様ニ御座候旨相答申候、御役人被申候ニは、御自分は是ニて宜、家来百姓往来候節相用候印鑑御目付ニ出、御廻し有之候様可然旨被申談候ニ付、承知之旨申答、乗通之儀宜ト申事ニ付御通行相濟、白井ニ御休、金百正例之通遣候処柏餅上ル、次ニも出し申候、御酒出ス、御膳ハ御自分払也

覚

坪内嘉兵衛
上下八人

右は今般大炮御見置相濟候ニ付、一先掃邑被 仰付候間、在所美濃国知行所迄罷登り候間、其御関所無相違御通可被成候、為後日仍て如件

慶応三卯年五月

坪内嘉兵衛 ㊦

箱根
御関所
御番人中

五日午晴

- 一 小田原宿金屋儀右衛門五ツ時御出立
- 一 昨日箱根宿馬差支ニ付二駄共泊り、幾右衛門・利兵衛同断泊り
- 一 富士川岩淵本陣斎藤徳右衛門、例之通川渡船場ニ御迎ニ出ル、
- 一 同人宅御小休、栗粉餅上ル、下同断硯石上ル、御茶代式朱遣ス
- 一 油井宿御泊り、馬荷物幕方着、御宿紀伊国屋四郎左衛門

六日未晴

一 油井宿正六ツ時御出立

一 府中宿和泉屋多源二御迎ニ出候ニ付、同人宅ニ御休足、御昼支度被遊候、其内ニ秤場取斗多源二いたし候間、為挨拶金式朱被遣候

一 鳴田宿新屋六兵衛方御泊り、日之入頃御着

七日申晴

一 鳴田宿六ツ時御出立、大井川無滞御越立、老入百廿四文川也

一 浜松宿三川屋ニ日之入御着

八日西晴

一 浜松宿六ツ半時御出立

一 荒井御関所御案内、例之通紀伊国屋弥左衛門御案内、御通輿也、
同人方ニ御休、御昼支度、和田理兵衛様御関所御詰ニ付、弘衛御役宅ニ罷出、久々振ニて御逢被成度之趣申入候処、直様御旅宿迄罷出御逢被成候旨、取次答ニ付弘衛引取、理兵衛様御出御逢、御酒は例之通弥左衛門より出し置候間、右ニて理兵衛様ニ御上御断暫有之、御帰りニ付、跡ニて御膳御濟、御出立、幾右衛門手紙為吉田宿まで先ニ遣ス

一 吉田宿料屋ニ七ツ過御着、幾右衛門儀前渡まで御先触ニ遣ス、兼て和田様御新造様ニ御逢被成度趣申入れ候処、御女中之儀俄ニ御出張被成候儀出来不申、仍て御断御使相勤候様被仰付候旨申述、大竹清十郎御酒壺升・御さしミ一皿・煮付肴一皿持参、和田様より被進之趣御口上申述、外ニ御菓子箱外三品御差送り、大竹ニ御逢、兼て一盃御催之折柄ニ付、大竹ニ被下候間暫御頂

戴、御暇申上候ニ付、和田様御子様方え品々御送り被遊候、為御引金式朱被遣候

九日戊晴

一 吉田柁屋六ツ半時御出立、豊川え御廻り、夕六ツ時(知立)池鯉鮒宿福鳴屋伝吉え御着

十日亥雨

一 池鯉鮒宿正六ツ時御出、清須宿え七ツ時御着

編集後記

昭和五十五年度に開始されました『各務原市史』の編纂事業も、昭和六十一年度をもって完了いたしました。しかし郷土の歴史研究事業は、市史の刊行で終了するものではなく、永続して行かなければならないと考えます。そこでこの事業を、歴史民俗資料館で引き継いで行くことになりました。

この郷土史研究事業の一環として、『各務原市資料調査報告書』の逐次的刊行を企画し、昨年度までに既に八号を公開して参りました。今回は「慶応二・三年兵賦出府日記」と題して、前号の「戊辰戦争軍中日記」と同じ筆者による、前渡坪内氏の江戸出府中の記録を活字化しました。この「出府日記」も「軍中日記」と同様に、全文を写真版にし、その判読文を載せるという構成にしました。郷土史研究の史料として、また古文書学習会のテキストとしても、多くの方々に幅広く利用していただけるよう希望します。

最後になりましたが、本資料調査報告書第九号の発行に際し、資料所蔵者の富樫優王氏に御理解御協力をいただきました。深く感謝いたします。

昭和六十三年三月二十八日

歴史民俗資料館長

川 嶋 淳 右

干支早見表(2)

干支	年号	西曆	年号	西曆	年号	西曆	年号	西曆	年号	西曆
丙子	寛永 13	1636	元禄 9	1696	宝暦 6 ①	1756	文化 13 ⑧	1816	明治 9	1876
丁丑	14 ③	1637	10 ②	1697	7	1757	14	1817	10	1877
戊寅	15	1638	11	1698	8	1758	文政 1 ④	1818	11	1878
己卯	16 ①	1639	12 ⑨	1699	9 ⑦	1759	2 ④	1819	12	1879
庚辰	17	1640	13	1700	10	1760	3	1820	13	1880
辛巳	18	1641	14	1701	11	1761	4	1821	14	1881
壬午	19 ⑨	1642	15 ⑧	1702	12 ④	1762	5 ①	1822	15	1882
癸未	20	1643	16	1703	13	1763	6	1823	16	1883
甲申	正保 1 ⑫	1644	宝永 1 ③	1704	明和 1 ⑫ ⑥	1764	7 ⑧	1824	17	1884
乙酉	2 ⑤	1645	2 ④	1705	2	1765	8	1825	18	1885
丙戌	3	1646	3	1706	3	1766	9	1826	19	1886
丁亥	4	1647	4	1707	4 ⑨	1767	10 ⑥	1827	20	1887
戊子	慶安 1 ① ②	1648	5 ①	1708	5	1768	11	1828	21	1888
己丑	2	1649	6	1709	6	1769	12	1829	22	1889
庚寅	3 ⑩	1650	7 ⑧	1710	7 ⑥	1770	天保 1 ③ ⑫	1830	23	1890
辛卯	4	1651	正徳 1 ④	1711	8	1771	2	1831	24	1891
壬辰	承応 1 ⑨	1652	2	1712	安永 1 ⑪	1772	3 ①	1832	25	1892
癸巳	2 ⑥	1653	3 ⑤	1713	2 ③	1773	4	1833	26	1893
甲午	3	1654	4	1714	3	1774	5	1834	27	1894
乙未	明暦 1 ④	1655	5	1715	4 ⑫	1775	6 ⑦	1835	28	1895
丙申	2 ④	1656	享保 1 ② ⑥	1716	5	1776	7	1836	29	1896
丁酉	3	1657	2	1717	6	1777	8	1837	30	1897
戊戌	万治 1 ⑫ ⑦	1658	3 ⑩	1718	7 ⑦	1778	9 ④	1838	31	1898
己亥	2	1659	4	1719	8	1779	10	1839	32	1899
庚子	3	1660	5	1720	9	1780	11	1840	33	1900
辛丑	寛文 1 ⑧ ④	1661	6 ⑦	1721	天明 1 ⑤ ④	1781	12 ①	1841	34	1901
壬寅	2	1662	7	1722	2	1782	13	1842	35	1902
癸卯	3	1663	8	1723	3	1783	14 ⑨	1843	36	1903
甲辰	4 ⑤	1664	9 ④	1724	4 ①	1784	弘化 1 ⑫	1844	37	1904
乙巳	5	1665	10	1725	5	1785	2	1845	38	1905
丙午	6	1666	11	1726	6 ⑩	1786	3 ⑤	1846	39	1906
丁未	7 ②	1667	12 ①	1727	7	1787	4	1847	40	1907
戊申	8	1668	13	1728	8	1788	嘉永 1 ②	1848	41	1908
己酉	9 ⑩	1669	14 ⑨	1729	寛政 1 ⑥ ①	1789	2 ④	1849	42	1909
庚戌	10	1670	15	1730	2	1790	3	1850	43	1910
辛亥	11	1671	16	1731	3	1791	4	1851	44	1911
壬子	12 ⑥	1672	17 ⑤	1732	4 ②	1792	5 ②	1852	大正 1 ⑦	1912
癸丑	延宝 1 ⑨	1673	18	1733	5	1793	6	1853	2	1913
甲寅	2	1674	19	1734	6 ⑩	1794	安政 1 ⑦ ⑪	1854	3	1914
乙卯	3 ④	1675	20 ③	1735	7	1795	2	1855	4	1915
丙辰	4	1676	元文 1 ④	1736	8	1796	3	1856	5	1916
丁巳	5 ⑫	1677	2 ①	1737	9 ⑦	1797	4 ⑤	1857	6	1917
戊午	6	1678	3	1738	10	1798	5	1858	7	1918
己未	7	1679	4	1739	11	1799	6	1859	8	1919
庚申	8 ⑧	1680	5 ⑦	1740	12 ④	1800	万延 1 ③ ③	1860	9	1920
辛酉	天和 1 ⑨	1681	寛保 1 ②	1741	享和 1 ②	1801	文久 1 ②	1861	10	1921
壬戌	2	1682	2	1742	2	1802	2 ⑧	1862	11	1922
癸亥	3 ⑤	1683	3 ④	1743	3 ①	1803	3	1863	12	1923
甲子	貞享 1 ②	1684	延享 1 ②	1744	文化 1 ②	1804	元治 1 ②	1864	13	1924
乙丑	2	1685	2 ⑫	1745	2 ⑧	1805	慶応 1 ⑤ ④	1865	14	1925
丙寅	3 ③	1686	3	1746	3	1806	2	1866	昭和 1 ⑫	1926
丁卯	4	1687	4	1747	4	1807	3	1867	2	1927
戊辰	元禄 1 ⑨	1688	寛延 1 ⑩ ⑦	1748	5 ⑥	1808	明治 1 ④ ⑨	1868	3	1928
己巳	2 ①	1689	2	1749	6	1809	2	1869	4	1929
庚午	3	1690	3	1750	7	1810	3 ⑩	1870	5	1930
辛未	4 ⑧	1691	宝暦 1 ③ ⑩	1751	8 ②	1811	4	1871	6	1931
壬申	5	1692	2	1752	9	1812	5	1872	7	1932
癸酉	6	1693	3	1753	10 ①	1813	6	1873	8	1933
甲戌	7 ⑤	1694	4 ②	1754	11	1814	7	1874	9	1934
乙亥	8	1695	5	1755	12	1815	8	1875	10	1935

○は閏月 □は改元月

干支早見表(1)

干支	年号(南朝)	年号(北朝)	西暦	年号	西暦	年号	西暦	年号	西暦	年号	西暦
丙子	延元 1 ㉒	建武 3	1336	応永 3	1396	康正 2	1456	永正 13	1516	天正 4	1576
丁丑	2	4	1337	4	1397	長祿 1 ㉑	1457	14 ㉑	1517	5 ㉑	1577
戊寅	3 ㉑	曆応 1 ㉑	1338	5 ㉑	1398	2 ㉑	1458	15	1518	6	1578
己卯	4	2	1339	6	1399	3	1459	16	1519	7	1579
庚辰	奥国 1 ㉑	3	1340	7	1400	寛正 1 ㉑ ㉒	1460	17 ㉑	1520	8 ㉑	1580
辛巳	2 ㉑	4	1341	8 ㉑	1401	2	1461	大永 1 ㉑	1521	9	1581
壬午	3	康永 1 ㉑	1342	9	1402	3	1462	2	1522	10	1582
癸未	4	2	1343	10 ㉑	1403	4 ㉑	1463	3 ㉑	1523	11 ㉑	1583
甲申	5 ㉑	3	1344	11	1404	5	1464	4	1524	12	1584
乙酉	6	貞和 1 ㉑	1345	12	1405	6	1465	5 ㉑	1525	13 ㉑	1585
丙戌	正平 1 ㉑ ㉒	2	1346	13 ㉑	1406	文正 1 ㉑ ㉒	1466	6	1526	14	1586
丁亥	2	3	1347	14	1407	応仁 1 ㉑	1467	7	1527	15	1587
戊子	3	4	1348	15	1408	2 ㉑	1468	享祿 1 ㉑ ㉒	1528	16 ㉑	1588
己丑	4 ㉑	5	1349	16 ㉑	1409	文明 1 ㉑	1469	2	1529	17	1589
庚寅	5	観応 1 ㉑	1350	17	1410	2	1470	3	1530	18	1590
辛卯	6	2	1351	18 ㉑	1411	3 ㉑	1471	4 ㉑	1531	19 ㉑	1591
壬辰	7 ㉑	文和 1 ㉑	1352	19	1412	4	1472	天文 1 ㉑	1532	文祿 1 ㉑	1592
癸巳	8	2	1353	20	1413	5	1473	2	1533	2 ㉑	1593
甲午	9 ㉑	3	1354	21 ㉑	1414	6 ㉑	1474	3 ㉑	1534	3	1594
乙未	10	4	1355	22	1415	7	1475	4	1535	4	1595
丙申	11	延文 1 ㉑	1356	23	1416	8	1476	5 ㉑	1536	慶長 1 ㉑ ㉒	1596
丁酉	12 ㉑	2	1357	24 ㉑	1417	9 ㉑	1477	6	1537	2	1597
戊戌	13	3	1358	25	1418	10	1478	7	1538	3	1598
己亥	14	4	1359	26	1419	11 ㉑	1479	8 ㉑	1539	4 ㉑	1599
庚子	15 ㉑	5	1360	27 ㉑	1420	12	1480	9	1540	5	1600
辛丑	16	康安 1 ㉑	1361	28	1421	13	1481	10	1541	6 ㉑	1601
壬寅	17	貞治 1 ㉑	1362	29 ㉑	1422	14 ㉑	1482	11 ㉑	1542	7	1602
癸卯	18 ㉑	2	1363	30	1423	15	1483	12	1543	8	1603
甲辰	19	3	1364	31	1424	16	1484	13 ㉑	1544	9 ㉑	1604
乙巳	20 ㉑	4	1365	32 ㉑	1425	17 ㉑	1485	14	1545	10	1605
丙午	21	5	1366	33	1426	18	1486	15	1546	11	1606
丁未	22	6	1367	34	1427	長享 1 ㉑ ㉒	1487	16 ㉑	1547	12 ㉑	1607
戊申	23 ㉑	応安 1 ㉑	1368	正長 1 ㉑ ㉒	1428	2	1488	17	1548	13	1608
己酉	24	2	1369	永享 1 ㉑	1429	延徳 1 ㉑	1489	18	1549	14	1609
庚戌	建徳 1 ㉑	3	1370	2 ㉑	1430	2 ㉑	1490	19 ㉑	1550	15 ㉑	1610
辛亥	2 ㉑	4	1371	3	1431	3	1491	20	1551	16	1611
壬子	文中 1 ㉑	5	1372	4	1432	明応 1 ㉑	1492	21	1552	17 ㉑	1612
癸丑	2 ㉑	6	1373	5 ㉑	1433	2 ㉑	1493	22 ㉑	1553	18	1613
甲寅	3	7	1374	6	1434	3	1494	23	1554	19	1614
乙卯	天授 1 ㉑	永和 1 ㉑	1375	7	1435	4	1495	弘治 1 ㉑ ㉒	1555	元和 1 ㉑ ㉒	1615
丙辰	2 ㉑	2	1376	8 ㉑	1436	5 ㉑	1496	2	1556	2	1616
丁巳	3	3	1377	9	1437	6	1497	3	1557	3	1617
戊午	4	4	1378	10	1438	7 ㉑	1498	永祿 1 ㉑ ㉒	1558	4 ㉑	1618
己未	5 ㉑	康暦 1 ㉑	1379	11 ㉑	1439	8	1499	2	1559	5	1619
庚申	6	2	1380	12	1440	9	1500	3	1560	6 ㉑	1620
辛酉	弘和 1 ㉑	永徳 1 ㉑	1381	嘉吉 1 ㉑ ㉒	1441	文亀 1 ㉑ ㉒	1501	4 ㉑	1561	7	1621
壬戌	2 ㉑	2	1382	2	1442	2	1502	5	1562	8	1622
癸亥	3	3	1383	3	1443	3	1503	6 ㉑	1563	9 ㉑	1623
甲子	元中 1 ㉑ ㉒	至徳 1 ㉑	1384	文安 1 ㉑ ㉒	1444	永正 1 ㉑ ㉒	1504	7	1564	寛永 1 ㉑	1624
乙丑	2	2	1385	2	1445	2	1505	8	1565	2	1625
丙寅	3	3	1386	3	1446	3 ㉑	1506	9 ㉑	1566	3 ㉑	1626
丁卯	4 ㉑	嘉慶 1 ㉑	1387	4 ㉑	1447	4	1507	10	1567	4	1627
戊辰	5	2	1388	5	1448	5	1508	11	1568	5	1628
己巳	6	康応 1 ㉑	1389	宝徳 1 ㉑ ㉒	1449	6 ㉑	1509	12 ㉑	1569	6 ㉑	1629
庚午	7 ㉑	明德 1 ㉑	1390	2	1450	7	1510	元亀 1 ㉑	1570	7	1630
辛未	8	2	1391	3	1451	8	1511	2	1571	8 ㉑	1631
壬申	9 ㉑	3	1392	享徳 1 ㉑ ㉒	1452	9 ㉑	1512	3 ㉑	1572	9	1632
癸酉		4	1393	2	1453	10	1513	天正 1 ㉑	1573	10	1633
甲戌		応永 1 ㉑	1394	3	1454	11	1514	2 ㉑	1574	11 ㉑	1634
乙亥		2 ㉑	1395	康正 1 ㉑ ㉒	1455	12 ㉑	1515	3	1575	12	1635

○は閏月 □は改元月

各務原市資料調査報告書第九号

慶応二・三年兵賦出府日記

昭和六十三年三月二十八日

編集発刊◎ 各務原市歴史民俗資料館

各務原市那加桜町二丁目一八六番地
☎(〇五八三)八三一—一一(内)七三六
振替 名古屋五—七三二 各務原市

印刷 株式会社ぎようせい

東海支社

名古屋市中区丸の内二—六一—九

11019483

各務原市図書館

各務原市図書館



110194834